

# 南三陸町環境基本計画

平成22年3月

宮城県南三陸町

# 目次

第1章	基本的事項	
1	計画策定の背景と必要性	1
2	計画策定の視点	5
3	計画に期待される役割	5
4	計画の位置付け	7
5	計画の対象とする環境の範囲	8
6	計画の計画期間	8
7	計画の対象地域	9
8	計画の推進主体	9
9	計画の体系	11
第2章	計画の目標	
1	望ましい環境像	12
2	基本方針	13
第3章	環境の保全及び創造に関する施策の展開	
1	自然環境の保全及び創造	19
2	生活環境の保全及び創造	27
3	廃棄物処理対策の推進	37
4	環境教育の推進	42
5	資源循環型社会の形成	46
第4章	行動計画	
1	地域別での環境配慮事項	49
2	各主体の行動計画	52
第5章	計画の推進と進行管理	
1	計画の推進	62
2	進行管理	63
資料		
第1章	環境基礎調査（自然的状況）	
1	地形	65
2	地質・土壌	65
3	気象	66
4	植物	67
5	動物	78
第2章	意識調査	
1	意識調査の概要	89
2	調査結果の概要	90
第3章	南三陸町環境基本条例	97
第4章	計画策定までの経過	102
第5章	計画策定の推進体制	103
第6章	南三陸町環境審議会委員名簿	104
第7章	南三陸町環境基本計画策定委員会委員名簿	105

## 第1 基本的事項

南三陸町環境基本計画（以下「計画」という。）は、南三陸町の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、南三陸町環境基本条例（平成17年南三陸町条例第118号。以下「環境基本条例」という。）第8条第1項の規定により策定するものです。

### 1 計画策定の背景と必要性

#### （1）南三陸町の特性

本町は、宮城県北東部に位置し、リアス式海岸の豊かな景観を有する南三陸金華山国定公園の一角を形成しています。東は太平洋に面し、西は登米市、南は石巻市、北は気仙沼市にそれぞれ接しています。

面積は163.74 km<sup>2</sup>、東西約18 km、南北約18 kmで、西・北・南西は北上山地の支脈の東南にあり、東は海に向かって開け、西側から海に向っては、北上山地の山麓部、開析<sup>1</sup>された海岸段丘を経て海岸部に至っており、海岸部は、日本有数の良好な養殖漁場となっています。

気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は温暖で雪が少なく、比較的温暖な地となっています。

#### （2）環境基本条例に示された理念の実現に向けて

本町では、平成17年10月に環境基本条例を制定しています。

町民は、ふるさとの自然の美しさや豊かさを将来にわたって後世に残すよう、その環境を保全する責任と義務を担っており、あらゆる行動において環境に配慮しながら、次世代への豊かな自然環境を引き継いでいく重大な使命を有しています。

##### 環境基本条例の基本理念

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で明るく楽しく快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できるふるさとを構築し、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球の資源は限りあるものとの考えに立ち、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

1 開析：地表面が多く谷で刻まれ、その連続性を失って細分化されること。

### (3) 環境と調和したまちづくりの具現化に向けて

南三陸町総合計画（以下「総合計画」という。）では、将来像を「自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」としています。

将来像を実現するために、7つの柱（政策）を掲げ、自然環境・生活環境の視点から、「環境と調和したまちづくり」を環境に係わる政策としており、資源循環型社会<sup>2</sup>の形成、自然環境の保全、生活衛生環境の充実、廃棄物対策の充実、環境と調和した快適な住環境の整備等によりまちづくりを推進するものとしています。

### (4) 国内外の環境の状況

#### ア 地球温暖化の状況

地球の気候は、二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度、大気中の微粒子や太陽放射等、様々な要因の影響を受けて変化します。また、エルニーニョ<sup>3</sup>のような自然の内部変動からも影響を受けます。これらの要因を考慮しながらも、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書は、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の観測によって、もたらされた可能性が非常に高い。」と述べています。温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の大気中の濃度及びその人為的排出量は、増加傾向にあります。

地球温暖化の状況は、IPCC第4次評価報告書によれば、長期的には100年当たり0.74の割合で上昇しています。近年、特に高温となる年が多く、21世紀に入って以降の毎年の世界の年平均気温は、明治24年以降最も気温の高い年の10位までに位置づけられます。

世界各地で、ハリケーン<sup>4</sup>やサイクロン<sup>5</sup>、集中豪雨や干ばつ、熱波等の異常気象による災害が頻繁に発生しており、また、世界中の様々な地域で、気候の変動が原因とされる生態系の異変が報告されています。地球温暖化が進行すれば、これらの悪影響がさらに強まることが様々な研究によって指摘されています。

- 2 資源循環型社会：20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。平成12年に日本は循環型社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」を制定した。循環型社会を構築する方法として、ごみを出さない、出たごみはできるだけ利用する、どうしても利用できないごみはきちんと処分する、の3つを提示している。
- 3 エルニーニョ：太平洋赤道域の中央部（日付変更線付近）から南米のペルー沿岸にかけての広い海域で海面水温が平年に比べて高くなり、その状態が半年から1年半ほど続く現象。スペイン語で「神の子」を意味する。海面水温が高くなる現象がクリスマスの頃に顕著なことから、ペルーの漁師たちが名付けた。逆に、同じ海域で海面水温が平年より低い状態が続く現象はラニーニャ現象と呼ばれる（エル・ニーニョの女性形）。
- 4 ハリケーン：北大西洋や北太平洋東部などにある熱帯低気圧で、最大風速が秒速33m以上のもの。インド洋のサイクロンや台風と性質は同じ。命名される発生数は年間約10個。平成17年8月、米国に上陸した「カトリーナ」では1,500人以上の死者が出た。
- 5 サイクロン：インド洋で発生した熱帯低気圧が発達し、最大風速が秒速約17m以上になるとサイクロンと呼ばれる。同様に発達した熱帯低気圧が北西太平洋では「台風」、北西大西洋の米国周辺では「ハリケーン」と呼ばれる。最大風速の基準には違いがある。

## イ 生物多様性<sup>6</sup>の状況

生物の多様性に関する条約第8回締結国会議（COP8）で、生物多様性条約事務局が公表した地球規模生物多様性概況第2版（GBO2）では、15の指標により地球規模の生物多様性の状況を評価した結果、保護地域の指定範囲などを除く12の指標が悪化傾向になるなど、生物多様性が依然として失われつつあることが示されました。

また、わが国の生物多様性の状況については、環境省レッドリスト<sup>7</sup>によると、国内に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、貝類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強に当たる種が、絶滅のおそれのある種に分類されています。

## ウ 人口やエネルギー

世界では、人口、エネルギー使用及び農地の増加や森林の減少等により、人間活動が地球環境に及ぼす負荷は確実に増加しています。

また、急激に人口が増加し、工業化が進展している東アジア等の地域では、資源の利用やエネルギー消費量も増大しています。

私たちの生存基盤が脅かされるような安全保障上の問題とならないように、地球環境の悪化を加速させるおそれのある地球温暖化を防止する対応を急がなくてはなりません。

## エ 水問題

世界の水資源のうち、人間が容易に利用できる淡水の量について平成20年の世界人口で考えた場合、約40人・日使えることとなりますが、平成17年の日本人の生活用水使用量は307人・日であり、多くの水を使っています。

また、わが国は食料の多くを海外に依存していますが、海外では気候変動に伴い水不足になる地域、浸水地域が増加する傾向があります。

## オ わが国の主な環境負荷の状況

温室効果ガスのわが国における総排出量は、平成19年度において13億7,400万トン（二酸化炭素換算）となっており、京都議定書<sup>8</sup>の規定による基準年（平成2年度。ただし代替フロン<sup>9</sup>等3ガス（HFC<sub>s</sub>、PFC<sub>s</sub>及びSF<sub>6</sub>）については平成7年度。）の総排出量（12億6,100万トン）と比べ、9.0%上回っています。

部門別内訳では、業務その他部門、家庭部門が特に増加傾向にあり、今後の削減が求められています。

6 生物多様性：もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

7 レッドリスト：レッドリスト：環境省では、レッドデータブックの改訂作業に際して、分類群毎にまず絶滅のおそれのある種のリストを作成し、次に、このリストに基づいてレッドデータブックを編集するという二段階の作業を実施している。リストは専門家による検討を踏まえ、絶滅の危険性を評価し作成される。選定された絶滅のおそれのある種のリストを「レッドリスト」と呼んでいる。

8 京都議定書：平成9年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、平成17年2月に発効。平成17年8月現在の締約国数は、152カ国と欧州共同体。なお、日本は平成10年4月28日に署名、平成14年6月4日に批准。先進締約国に対し、平成20年～平成24年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

平成 18 年度のエネルギー起源二酸化炭素排出量を国際比較した場合、わが国の排出量は世界全体の排出量の 4.3% を占めており、1 人当たり排出量では世界で 9 番目となっています。

わが国の経済社会における物質の流れを見ると、人口の指標である資源生産性は平成 18 年度で約 35 万円/トンであり、循環型社会元年である平成 12 年度と比べ約 33% 上昇し改善しています。また、わが国に投入された物質のうち、循環利用されている割合を示す循環利用率は、平成 18 年度で約 12.5% となり、平成 12 年度と比べると約 2.6 ポイント上昇しました。

また、1 人 1 日当たりのごみの排出量は、平成 18 年度に 1,116 グラムで、平成 12 年度比 5.8% の削減となっています。わが国の最終処分場は、平成 18 年度で約 29 百万トンであり、平成 12 年度と比べ約 49% 減少しました。

## ( 5 ) 県内の環境の状況

県では、「環境基本条例」(平成 7 年宮城県条例第 9 号)をはじめとし、平成 9 年 3 月に「宮城県環境基本計画」を策定しました。さらに計画期間の終了により平成 18 年 3 月に新しい「宮城県環境基本計画」を策定しました。「環境影響評価<sup>10</sup>条例」(平成 10 年宮城県条例第 9 号)、「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」(平成 14 年宮城県条例第 41 号)、「産業廃棄物条例」(平成 16 年宮城県条例第 19 号)、「ふるさと宮城の水循環保全条例」(平成 16 年宮城県条例第 42 号)、「産業廃棄物<sup>11</sup>の処理の適正化に関する条例」(平成 17 年宮城県条例第 151 号)を制定するなど、自治立法権を行使して積極的に地域の課題解決を図っています。

市町村も、それぞれ環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定等により環境保全施策を推進する動きがあり、平成 20 年度までに 15 市町において環境基本計画を策定しています。

企業等事業者の環境問題への取り組みは、県内においても環境 ISO14001 環境マネジメントシステム<sup>12</sup>の認証取得数が平成 20 年度末現在で 263 事業所となっており、これが増加傾向にある等、先進的な環境配慮への取り組みが見られるほか、農業においても環境保全型農業が進められています。

特定非営利法人の認証数は、平成 20 年度末で 505 法人となっています。特定非営利法人数は着実に増加しており、環境分野を含めた民間団体の活動が活発になっています。

9 代替フロン：オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により平成 8 年末までに全廃された特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品の中で、フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つもの。代替フロンとなりうる条件は「塩素を含まないこと、もし含んでいたとしても分子内に水素を有し、成層圏に達する前に消滅しやすいこと」、「地球温暖化への影響が少ないこと」、「毒性のないこと」である。代表的な代替フロンとしては、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)やハイドロフルオロカーボン(HFC)などがあげられる。

10 環境影響評価：平成 9 年に環境影響評価法(通称：環境アセスメント法)が制定され、同法の「環境の構成要素の項目」は次のとおりである。環境の自然的構成要素の良好な維持と保持：大気環境(大気質、騒音、振動、悪臭、その他)、水環境(水質、底質、地下水、その他)、土壌・その他の環境(地形・地質、地盤、土壌、その他)、生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全：植物、動物、生態系。人と自然との豊かな触れ合い：景観、触れ合い活動の場。環境への負荷：廃棄物、温室効果ガス等

11 産業廃棄物：廃棄物処理法(昭和 45 年)により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。うち、特定の事業活動に伴って発生するものに限定される品目が 7 種類(業種限定産業廃棄物)ある。産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされている。

12 環境 ISO14001 環境マネジメントシステム：企業や団体等の組織が環境方針、目的、目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画、体制、プロセス等のこと。

## 2 計画策定の視点

### (1) 各主体が積極的に行動する指針としての「環境基本計画」

計画は、環境基本条例の基本理念に基づき、町民、事業者、交流者、町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を定めて、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、地域福祉に貢献するために策定するものです。

### (2) 環境をさまざまな視点でとらえ環境の向上を目指す「環境基本計画」

環境基本条例では、環境の保全及び創造に関する施策の策定・実施は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならないとしており、環境を、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境保全と、4つの側面にとらえています。

ア 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

イ 生物の多様性の確保を図るとともに、海域、河川、水辺、森林、農地等における多様な自然環境を保全すること。

ウ 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、地域の歴史的文化的特性を活かした快適な環境を創造すること。

エ 地球環境保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境保全に関する国際的取組への貢献に努めること。

## 3 計画に期待される役割

計画は、環境基本条例に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに町の施策の大綱を定めるものであり、町の目指す環境の将来像に向け、各主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的方向性を示すものです。

### (1) 環境像を共有して行動する指針としての役割

計画は、町民をはじめ、各主体が環境像を共有して環境活動を行っていくための総合的・体系的な大綱としての役割を有します。また、各主体は本町の環境を認識し、交流や連携を深めてまちづくりに参加するとともに、ライフスタイルやワークスタイルを見直し、環境に配慮した行動を行っていく契機づけの役割も持ちます。

### (2) 物心両面で環境をとらえ豊かな環境を創造していく役割

自然環境は、気候、水、食料といった生活に必要な大きな恵みを与えています。この生活に必要な大きな恵みのもとに、私たちは社会生活を営み、生産活動、消費活動を拡大させてきました。このことは、貴重なエネルギー資源の利用の拡大につながっています。私たちは、自然環境とのバランスや、有限な資源を地球規模で認識し社会構造の変化に取り組まなければならない時期を迎えています。

一方、四季を通じた折々の変化を見せる環境の中で、健康、豊かで幸せな生き方を求め

ており、物質的な面だけでなく、精神的な面からも、快適な暮らし、歴史と誇りある文化、結びつきの強い地域コミュニティなどを将来にわたって継承する役割を持ちます。

### ( 3 ) 総合的・体系的に環境活動を行っていく役割

計画は、環境に係る計画の上位に位置付けられるとともに、総合計画を環境面から支援していきます。また、総合的な視点から環境に関する要素を幅広くとらえ、長期的な展望に立った望ましい環境像を示します。

望ましい環境像の実現に必要な目標、環境の保全及び創造に関する施策の体系を示すとともに、可能な限りそれらの達成状況を点検していくものとします。

実現に向けて、緊急性・重要性の高い課題に対する取組として施策を示し、計画推進における各主体のそれぞれの役割分担となる行動計画を示します。



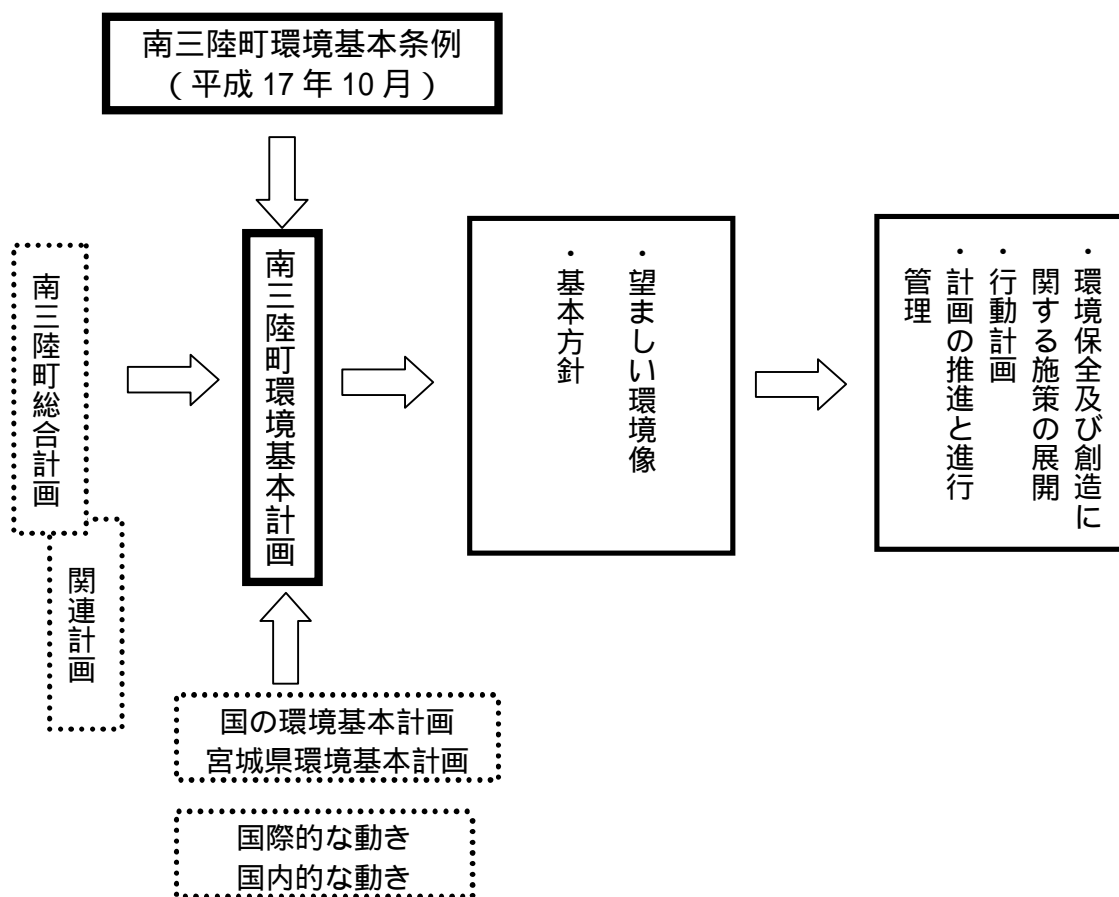
#### 4 計画の位置付け

計画は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに各主体の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

したがって、環境に係る国際的な動きや国内的な動きをとらえ、国や県における環境基本計画との整合を図り、環境基本条例にのっとり、本町の最上位計画である総合計画を基本としながら、国土利用計画や都市計画など関連計画との整合を図った計画とします。

また、計画の目標（望ましい環境像と基本方針）環境保全及び創造に関する施策の展開からなる体系的な計画であり、環境配慮事項、各主体の行動計画などの実行により、計画を推進していきます。

さらに、実効性を確認するために進行管理を行います。



計画の位置付け

## 5 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

### 環境の範囲

環境基本条例の基本方針にある環境	項目	計画の対象とする環境の範囲
自然環境	自然環境	地形、地質・土壌、気象、植物、動物など
生活環境	社会的状況	土地利用、水利用、産業、交通
	環境負荷	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質 <sup>13</sup> 、廃棄物
快適環境	環境教育	環境活動
	アメニティ <sup>14</sup> 、歴史・文化資源	公園・緑地、文化施設、景観資源、文化財など
地球環境保全	地球環境	地球環境問題

## 6 計画の計画期間

計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。

13 有害化学物質：有害化学物質は、環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称である。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

14 アメニティ：豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのこと。快適環境と訳される。

## 7 計画の対象地域

計画の対象地域は、本町全域とします。

また、自然的、社会的、経済的条件や土地利用形態等の特性を考慮して、山間部、海岸部、市街地部の3つに地域を区分します。

地域の区分

対象地域	区分	地域の範囲
町全域	山間部	入谷地区の全行政区 志津川地区の保呂毛、田尻畑、小森、双苗、大上坊 戸倉地区の荒町上、下、西戸上、下 歌津地区の払川、上沢、樋の口、中在、石泉
	海岸部	志津川地区の林、大久保、袖浜、平西、平東、荒西、荒東、清水、細浦、西田 戸倉地区の荒町上、下、西戸上、下を除いた行政区 歌津地区の葦の浜、寄木、館浜、泊浜、馬場、名足、中山、石浜、田の浦、港
	市街地部	志津川地区の中瀬町、廻館、旭ヶ丘、八幡町、汐見、南町、五の一、五の二、十の一、十の二、本浜、大森第一、大森第二、天王前、新井田、沼田 歌津地区の伊里前上、下

## 8 計画の推進主体

計画の推進に向けて、各主体がそれぞれの役割を分担して、協働で取り組みを進めていきます。

学校教育や生涯学習の中で、環境教育・環境学習の取り組みを進めていきます。また、役割を分担しながら、町民の積極的な参加による協働の仕組みづくりと環境保全の体制づくりを進め、各主体が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力していきます。

### (1) 町民の役割

町民は、節電、節水、ごみの低減や環境活動への参加など、日常生活に伴う環境への負荷の低減を心がけて、環境の保全に自ら努めます。

### (2) 事業者の役割

事業者は、製造・販売・消費・廃棄に至るすべての段階で、環境を保全するために必要な対策を講じます。また、再生資源その他の環境への負荷の低減が図られる原材料等を利用するとともに環境の保全に自ら努めます。

### (3) 交流者の役割

観光旅行者その他の交流者は、ごみの持ち帰りや公共交通の利用など、環境への負荷の低減と環境の保全に自ら努めます。

#### (4) 町の役割

国や県に準じた施策及び本町の自然的・社会的条件に応じた基本的、総合的施策として、計画を推進します。

町の施策の実施にあたっては、環境への負荷の低減など、環境の保全に努めます。

町の環境全体を考えて、広い視野から各主体の協働による取り組みを先導・支援する施策を推進します。

- 15 グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。都市住民の自然、ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の動き、特に、都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が主導した。
- 16 3R:「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce = ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse = 再使用)」「リサイクル (Recycle = 再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。
- 17 パブリックコメント：行政が政策や制度などを決める際、最終決定前に国民や都道府県民、市町村民に意見を募り、政策決定に反映させる機会を持たせる制度。国の制度としては平成 11 年 3 月に閣議決定され、同 4 月から始まった。
- 18 新エネルギー：石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (新エネルギー法)」(平成 9 年)で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。平成 14 年の同法改正により、新たに食品廃棄物や廃材などを発電に利用する「バイオマス」と雪や氷を活用する「雪氷冷熱」の 2 つが加えられたとともに、廃プラによる廃棄物発電は対象から外された。
- 19 グリーン購入：グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、平成 8 年 2 月に企業、行政、消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク (GPN) が設立された。また、平成 13 年には国等によるグリーン調達促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

9 計画の体系

計画の体系

環境像	環境基本条例の基本方針	基本目標	基本施策（基本方針）	主要施策
豊かな海・緑の山々・清き川を守り育み 人と自然が穏やかに調和する南三陸町	自然環境の保全及び創造	1 自然環境の保全及び創造	1 河川・海域環境の保全	河川環境整備事業、海岸環境整備事業、干潟・藻場調査事業、志津川湾海藻群落再生支援事業
			2 森林環境の保全と活用	森林環境保全整備事業、素材生産販売事業、森林病虫害防除事業、計画的な森林施業による多様な森林形成事業、グリーンツーリズム <sup>15</sup> 森林活用事業、森林公園等整備事業
			3 野生動植物・稀少動植物の保全	野生動植物調査事業、貴重な動植物関係資料の収集整理事業
			4 環境にやさしい産業振興	中山間地域直接支払交付金事業、遊休農地活用事業、集落営農推進事業、グリーンツーリズム農業活用事業、環境配慮型農業推進事業、地産地消推進事業・農産物産直支援事業、家畜排せつ物処理施設整備事業、ふるさと水と土保全対策事業、シロザケふ化放流事業、ヒラメ、アサリ等の各種水産物の種苗生産・中間育成事業、水産物供給基盤整備事業・漁村再生交付金事業、養殖漁場の適正管理事業、農業系廃棄物の適正処理事業、廃プラスチック適正処理事業、漁業系廃棄物の適正処理事業
	生活環境の保全及び創造	2 生活環境の充実	1 空・海・川（大気汚染、水質汚濁）に関する環境の向上	志津川湾環境調査事業、水産加工場排水等処理施設設置事業、漁民の森づくり事業、河川・海域の水質調査事業
			2 社会活動（騒音、振動、悪臭、地盤沈下）に関する環境の向上	市街地等における騒音調査事業、騒音・振動関係特定施設設置届出の受理及び指導事業、公害関係の苦情・相談事業、有害物質による汚染防止対策事業
			3 ライフライン等の整備促進（上水道、下水道、浄化槽、公園・緑地）	公共下水道等污水处理施設整備事業、浄化槽設置整備事業、県営ダム建設事業の促進、老朽管更新事業、公園・緑地等の整備事業
			4 環境美化活動の推進	河川愛護会活動事業、道路愛護会活動事業、道路側溝等清掃事業、リアスクリーン作戦及びボランティアによる清掃活動支援事業、道路の緑化・植栽整備事業、衛生組合活動支援事業
			5 アメニティの向上	街並み景観づくり整備促進事業
		3 廃棄物処理対策の推進	1 ごみの減量化・資源化の推進	一般廃棄物処理基本計画策定事業、3R <sup>16</sup> の推進事業、各種媒体を通じた広報啓発事業、衛生組合長等との連携強化事業、生ごみ処理機等設置事業
			2 ごみ処理施設の整備・検討	一般廃棄物処理施設の整備検討事業、最終処分場の処理検討事業
			3 し尿処理場の運営	し尿処理場の運営事業、計画的なし尿収集業務の推進事業、汚泥の堆肥化事業
			4 ごみの不法投棄対策の強化	不法投棄防止のための看板設置事業、不法投棄防止パトロール事業
			5 産業廃棄物等の適正処理の推進	産業廃棄物処理の適正化指導・啓発事業、災害時における廃棄物処理のマニュアル化事業、火災廃材の処理費一部助成金交付事業
	快適環境の創造	4 環境教育の推進	1 自然環境保全のための環境教育の推進	エコカレッジ事業、海洋性レクリエーションエリア活用事業、環境教育推進事業、食育教育推進事業
			2 歴史・文化や環境資源を活かした教育の充実	ふるさと学習推進事業、文化財調査研究保護事業、伝統文化伝承活動支援事業、都市と農村の交流事業
			3 町民の環境問題に対する意識の向上	ボランティアガイド育成事業、自然体験等インストラクター育成事業、環境講座の実施事業、パブリックコメント <sup>17</sup> 制度活用事業
			4 国・県や近隣市との連携、各種団体との連携	行政情報発信事業、ボランティア・NPO 活動支援事業
	地球環境保全の推進	5 資源循環型社会の形成	1 地球温暖化防止対策の推進	地球温暖化対策推進計画策定事業、新エネルギー <sup>18</sup> 導入の検討事業、省エネルギー対策推進事業、グリーン購入 <sup>19</sup> 推進事業
			2 資源循環型社会形成の意識啓発	資源循環型社会形成 PR 事業、資源循環型社会推進地域計画策定調整事業、出前講座及び環境に関する研修会等への講師派遣事業
3 環境マネジメント体制の整備と人材育成			専門的な人材の育成事業	

## 第2 計画の目標

### 1 望ましい環境像

本町は、西に北上山地から連なる緑の山々を配し、東には青く透き通る太平洋が開け、三陸地方特有のリアス式海岸は、私たちの生活の糧を得る生産の場であるとともに、町民の生活の舞台です。

この豊かな森と海の恵みの中で、私たちは、人と自然との共生を常に求め、自然や伝統文化を大切に守り、安らぎと活力のあるまちづくりを進めてきました。

本町は、海と山、川に囲まれ、一つの自然空間の中で人の生業が行われており、豊かな自然環境の中で資源が循環する社会を築いてきました。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の進展は、町民生活の利便性を向上させた反面、地球温暖化、資源エネルギーの枯渇、廃棄物問題などを引き起こし地球規模での環境問題が深刻化しつつあります。

私たちは、今、地球に生きる人間として、また、ふるさとを愛する町民として、地域の山や海や川の自然環境を大切にし、その価値をさらに高め、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、町民一人一人が自らの暮らしと環境との関わりについての認識を深め、町民、事業者、交流者、町などの多様な主体の連携のもと、循環型の地域社会を早期に実現していくことが必要です。

環境に配慮した生活を実践しながら、環境に優しく、生活・社会環境の向上を目指すとともに、本町の自然を将来にわたって守り育てていくことを目指し、望ましい環境像を、

**「豊かな海・緑の山々・清き川を守り育み、人と自然が穏やかに調和する南三陸町」**

と定めます。

第1回策定委員会での意見

「清き川・海・緑地 笑顔広がる南三陸町」

「青と緑に囲まれた人とおだやかな調和のとれた南三陸町」

## 2 基本方針

### (1) 自然環境の保全及び創造

本町は、西に北上山地から連なる緑の山々を配し、東には青く透きとおる太平洋が開け、三陸地方特有のリアス式海岸は、私たちの生活の糧を得る生産の場であるとともに町民の生活の舞台となっています。森林で育まれた水が田畑や町民の生活を潤し、河川を通して太平洋に注がれています。自然環境や生態系を保全し、自然サイクルを維持していくことは、町民の生活や生産の基盤を維持していく上で必要不可欠な条件となっています。

本町は、緑の山々・清き川・豊かな海との係わりの中で発展を続けてきましたが、自然環境を保全しながら、自然の恵みに支えられ、自然環境と共生で生業が紡ぐことの認識を持ち、豊かな自然環境を守りながら次世代に継承していきます。

#### ア 河川・海域環境の保全

本町は、石巻市、登米市、気仙沼市と隣接し、これらの市とは、山嶺（一部を除く。）をもって区分され、分水嶺をなしています。町内の河川は、町域の山々を水源として流れ込む特殊な地形環境となっていることから、河川・海域を保全するため、定期的に水質調査などを実施し、水質変化を監視する体制を強化します。また、海域においては、開発に伴う埋立、水質の悪化、汚泥の堆積、磯やけなどにより豊かな生産性を有する藻場や干潟が失われてきております。藻場や干潟は、産卵場、幼稚魚の育成場など水産生物の増殖の場としてきわめて重要であるとともに、有機物の分解、窒素・燐などの栄養塩の取り込みによる浄化機能を有していることから、規制や誘導などその保全に努めるとともに、原因の調査、研究を実施していきます。

さらに、田束山から翁倉山に連なる稜線から志津川湾へ至る空間の中で、山や海の恵みを受けている自然特性を認識し、森林による水源かん養や、海や河川の水の大切さを知り、意識を向上するよう啓発活動に努めます。

#### イ 森林環境の保全と活用

総面積の約 8 割を占める緑豊かな森林は、林産物の生産はもとより、水源かん養<sup>20</sup>、二酸化炭素等による温室効果ガスの吸収、国土保全、生物の多様性など多面的機能を有していることから、持続的に森林機能が発揮できるよう保育、間伐等による適正な整備及び保全に努めます。

正鵠の森、リアスの森などの丘陵地に広がる森林公園などは、自然や野生生物とふれ合う場や、森林浴を楽しむ町民の憩いの場でもあることから、今後も適切な維持管理に努めます。

また、森林資源を有効に活用するため、町が発注する公共施設や公共土木事業、住宅建築材などに地域林材を積極的に利用し、その利用拡大に努めます。

20 水源かん養：雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節すること。

21 日本の重要湿地 500：生物多様性の保全上重要な国内の湿地 500 カ所。環境省が専門家の意見に基づき選定し、平成 13 年 12 月に公表した。平成 11 年の第 7 回ラムサール条約締結国会議で登録湿地を倍増する決議がなされたことを踏まえ、湿地保全施策の基礎資料を得るために選定した。湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁などが含まれる。環境省は、重要湿地やその周辺地域における保全上の配慮を促すと同時に、各湿地の特性や地域の状況に応じた保全施策についても検討している。

## ウ 野生動植物・稀少動植物の保全

本町には、特別天然記念物のニホンカモシカ、稀少種とされる猛禽類のイヌワシ、椿島、荒島、歌津半島のタブノキ林、日本の重要湿地 500<sup>21</sup>にある志津川湾の藻場をはじめ、多種多様な生態系を有しています。

これらの貴重な動植物を守るため、単に保護するだけでなく、生息・生育環境を含めた生態系を保全することが大切で、動植物の保全に関する意識の啓発を進めるとともに、保全に向けた取り組みを推進します。

## エ 環境にやさしい産業振興

本町の豊かな地域資源を守りながら産業振興を図るためには、環境に負荷の少ない・やさしい産業の推進が求められていることから、農薬や化学肥料の低減化などの環境保全型農業や森林の適正管理、資源管理型漁業などを積極的に推進します。

また、魅力ある海・山の自然環境を背景とした、グリーンツーリズムやブルーツーリズム<sup>22</sup>に代表される交流型産業と観光を連携させ、交流人口の拡大に向けた施策を積極的に展開していきます。本町の特性を活かした価値ある魅力的な資源と町全体から醸し出される魅力的なイメージとの相乗効果により「南三陸」そのもののブランド価値を磨き、環境にやさしい産業振興を目指していきます。

## (2) 生活環境の充実

社会経済の進展に合わせて町民の生活水準も向上しましたが、生産活動、消費活動により自然環境だけでなく生活環境への影響が懸念されています。

このため、水質、騒音、振動、悪臭等の公害の発生原因の除去と発生の防止に向けて、各種の取り組みを推進し、自然環境、生活環境等の向上を目指し、町民の健康増進に資するものとしします。

## ア 空・海・川（大気汚染、水質汚濁）に関する環境の向上

国や県と連携した監視体制により、大気環境の状況把握に努めながら、地球温暖化防止への取り組みを促進し、安心して暮らすことができるように大気汚染の低減を図ります。

特に、大気汚染の主な原因である自動車排出ガス削減対策を進めるため、低公害車の導入を町民や事業者などに呼びかけたり、エコドライブ<sup>23</sup>の率先的な実施に努めます。

また、本町は河川から海域へと水が循環しており、水環境を一体としてとらえ水質保全に努め、海岸や河川清掃活動等の推進により、水と水辺をきれいにする意識の向上に努めます。

さらに、一人一人が水源かん養林としての森林や河川の水の大切さを知り、意識を向上するように啓発活動に努めます。

22 ブルーツーリズム：島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。国土交通省（旧国土庁）、水産庁が「漁村滞在型余暇活動」（ブルー・ツーリズム）として推進している。ブルーツーリズムは、海辺での新しい余暇活動を提案するとともに、それらを通じて、都市住民との交流、地域住民自らが地域に誇りを持つこと、新たなサービス産業の創出や地場産業の育成、国民の海の利用におけるルール遵守とマナー向上を目指している。

23 エコドライブ：省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。



## イ 社会活動（騒音、振動、悪臭、地盤沈下）に関する環境の向上

騒音は、工場や事業所、建設現場、交通からの発生や、飲食店、家庭生活における騒音等、多種多様となっています。振動は、建設作業、交通に付随して発生するものがほとんどです。これら騒音、振動が日常生活に与える影響について認識するとともに、静穏な環境の保全に向けた取り組みが必要です。そのため、関係機関と連携を図りながら、公害となる騒音、振動に対する適切な規制、指導等の対策を推進します。

水資源や肥沃な土壌等は、人々の生活や安定的な農業生産にとって貴重な環境資源であり、汚染や消失しないように保全します。

悪臭は、気温の高く腐敗が進みやすい夏場に多く発生する傾向にありますが、そのほとんどは、規制のない施設となっていることから、予防対策や管理方法の改善など適切な指導をしていきます。

現在のところ、地下水の揚水による地盤沈下は発生しておりませんが、その監視に努めていきます。

## ウ ライフライン等の整備促進（上水道、下水道、浄化槽、公園・緑地）

上水道は、私たちが生活する上で重要な環境資源であることから、安全・安心でおいしい水とともに、安定した水の供給に努めます。

また、河川・海域の水質汚濁は、町民生活や自然の生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、公共用水域の水質を改善するため、公共下水道事業、漁業集落排水事業、浄化槽整備事業等を併せた整備により、生活雑排水等の汚水を適切に処理し、生活環境の向上を推進します。

さらに、公園・緑地の整備を進め、快適で魅力ある生活環境の創造に努めます。

## エ 環境美化活動の推進

中学校・高校が連携して行っている南三陸クリーンアップ作戦やリアスクリーン作戦、南三陸さわやかサポートプログラムなど町民が自主的に行う環境美化活動を推進します。

## オ アメニティの向上

山間部、海岸部、市街地部での特色ある景観の保全と創造を推進し、アメニティの向上に努めます。

## （３） 廃棄物処理対策の推進

本町では、可燃ごみの焼却や焼却灰の処理を気仙沼市や町外業者に委託しています。ごみの焼却及び処理施設については、適正な処理を行うため施設の整備を含めた検討が必要となっています。し尿についても、公共下水道・漁業集落排水処理施設への加入や浄化槽の普及等により処理量は減少していますが、浄化槽汚泥の割合が年々増加傾向となってきたことから、より安定したし尿の処理の運営が求められています。また、一般ごみの不法投棄や産業廃棄物の不適正処理も増加していることから、監視体制の確立が必要となっています。

## ア ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化・資源化を図るため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R運動の展開を推進するとともに、分別に対する啓発活動を効果的に実施していきます。

また、循環型社会の形成を図るため、廃棄物問題を町民が自らの問題として認識し、主体的にごみの減量化・資源化に取り組む環境づくりを推進します。

さらには、ごみ処理費用の一部を受益者である町民が負担する「ごみの有料化」について、検討していくものとします。

## イ ごみ処理施設の整備・検討

本町における広域的なごみ処理体制構築の単位となる区割設定は、宮城県ごみ処理広域化計画に基づき、気仙沼・登米ブロックとして位置づけられ検討が進められています。今後も、環境負荷の低減、リサイクルの推進及び処理コストの縮減等、諸課題に対応した適正かつ効果的なごみ処理を関係市などとの広域的な連携を前提に検討します。また、最終処分場についても、広域的な処理も含めて検討します。

## ウ し尿処理場の運営

計画的なし尿収集業務を推進するとともに、し尿施設の適切な維持管理や補修を行い、排出されるし尿及び浄化槽汚泥の安定した処理に努めます。

また、し尿処理施設は、建設されて以来、20年以上が経過し老朽化していることから、今後の施設のあり方について検討していきます。

## エ ごみの不法投棄対策の強化

ごみの不法投棄の撲滅を目的として、環境教育などを通じたモラル向上の推進や、関係機関と連携し、不法投棄防止のための看板設置や事業者等への意識啓発活動、パトロールなどを行います。

## オ 産業廃棄物等の適正処理の推進

産業廃棄物については、本来、県の役割ですが、併任発令により市町村に立入権限が付与されます。廃棄物問題は、地域の実情を熟知し機動性のある市町村が対応することが求められていることから、県と連携しながら産業廃棄物の適正化の指導や意識啓発活動、不法投棄監視体制の確立を推進します。

また、災害時等における廃棄物についても関係機関との連携の下、マニュアル化を図りながら適正処理に努めます。

## （４） 環境教育の推進

本町は、小中学校における環境教育の取り組みや自然環境活用センター、総合体育館、平成の森等での交流連携活動など、多様な環境に対応した各種事業を実施しています。

町民、事業者、交流者は、これらの活動の取り組みや、環境との関わりを理解するとと

もに、環境保全活動に参加、協力するように努め、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに充実を図り、町民及び事業者が理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されなければなりません。

このため、それぞれの役割を認識し、学校教育や生涯学習の中で環境教育の取り組みを進め、自主的な活動の拡大と、相互協力と連携の強化などを図りながら、参加型社会の地域社会の実現を目指します。

#### ア 自然環境保全のための環境教育の推進

自然環境教育を支える人材を育成し、環境関連の啓発事業などの機会や場を創出し活動していきます。

#### イ 歴史・文化や環境資源を活かした教育の充実

本町内外の鉄道駅や観光拠点間をつなぐネットワーク整備により、地域に点在する歴史文化や環境資源を体感できる環境を整えます。

学校教育や現地研修等のプログラムにより、環境資源の保全に努めます。

#### ウ 町民の環境問題に対する意識の向上

自然環境を守っていくためには、町民一人一人が自然環境を守るという意識を強く持ち、日ごろから自然に接し、ふれあい、自然からの恩恵を享受できる環境づくりが重要であることから、自然観察会の開催など自然に親しむ機会の充実に努めます。

また、環境との関わりを理解し環境問題に取り組むため、学校教育や生涯学習の中で環境活動に取り組むプログラムを構築し参加を促していきます。

#### エ 国・県や近隣市との連携、各種団体との連携

大気汚染や水質汚濁などの環境に対する影響は、地区や地域にとどまらず、町域や県境を越える問題につながることもあります。そのため、国・県や近隣市が情報交換を密にし、環境保全につながる連携機能を強化します。

また、産業団体、自然保護団体などとの連携を強化しながら、自然環境の保全に努めていきます。

自然環境に関する活動やイベントなどは、広報紙やホームページを活用しながら、情報を発信していきます。

#### (5) 資源循環型社会の形成

地域環境の保全と地域資源の活用を両立させながら、持続的発展が可能な地域産業や生活を成り立たせていくことが、これからの地域社会に強く求められます。

このような社会を実現させるために、大量消費・大量廃棄型の生活様式から、省資源・省エネルギー型の生活様式への転換を図っていきます。

#### ア 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止対策を推進するため、活動指針となる「地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。

また、公共施設を中心に新エネルギー導入の検討や省エネルギー対策を実施し、町機関における事務用品や公共事業でのグリーン購入を進めます。

#### イ 資源循環型社会形成の意識啓発

本町における資源循環型社会の形成を目指し、町民生活や企業活動における環境負荷の低減、グリーン購入制度を普及していくため、町民に対する意識啓発を推進します。

#### ウ 環境マネジメント体制の整備と人材育成

自然環境を保全しつつ、それを適正に活用した産業の振興や交流事業などを円滑に推進していくための体制づくりを検討します。また、行政内部でのグリーン購入の検討や町内企業への普及などを図るため、環境マネジメントに精通した人材の育成に努めます。

### 第3 環境の保全及び創造に関する施策の展開

#### 1 自然環境の保全及び創造

基本目標	1 自然環境の保全及び創造	
1 - 1 河川・海域環境の保全	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町には、二級河川 11、準用河川 3、普通河川 76 あり、河川のほとんどが市街地から離れて位置していることから、それほど河川改修が行われず、豊かな河川環境が保全されています。</li> <li>・本町の河川において、ブラックバスなどの外来種は確認されていませんが、ため池などが供給源となって、河川につながる可能性もあることから、情報収集しながら監視しています。</li> <li>・志津川湾内の海岸や島周辺の岩礁域には、アラメ・カジメ、コンブ、ホンダワラ等の藻場が広がる他、湾奥部を中心にアマモ場も分布し、干潟では、潮干狩りなども行われています。</li> <li>・志津川湾内において、磯やけ現象が発生したり、干潟が減少傾向にあります。</li> <li>・環境省では、基礎的な環境情報の収集するため、全国 1,000 か所のモニタリングサイトを設置して、自然環境の質的・量的な劣化を把握する調査を行っており、藻場としての景観が貴重であるとして、北部太平洋沿岸から志津川湾が選定されています。</li> <li>・環境省・国際湿地保全連合日本委員会による日本の重要湿地 500 として、志津川湾の藻場が「アマモの 4 種が生息し、アマモ場、コンブ場、アラメ場、ガラモ場の藻場が良く発達し、コンブとアラメが混生する大変、貴重な場所」として選定されています。</li> <li>・樺島には約 1,500 本のタブノキをはじめとした国指定天然記念物「暖地性植物群落」があります。</li> <li>・海水浴場であるサンオーレそではまは、「日本の水浴場 88 選」に選定されています。</li> </ul>
	目標	<p>河川や海域、重要湿地（志津川湾の藻場）の保全に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清らかな水、せせらぎ、豊かな生態系の調和がとれた水環境を目指します。</li> <li>・志津川湾の水質や干潟・藻場の保全に努めます。</li> </ul>
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、海域の水質調査や海水浴場の水質基準の改善、重要湿地の保護により、河川・海域環境を保全します。</li> <li>・川は、水と緑の貴重な空間としてうるおいを与え、生活の雑用水や農業用水など私たちの生活を支える重要な自然の一つであるとともに、生き物や植物を育てたり、きれいな水に浄化する機能などがあります。</li> <li>・志津川湾は、閉鎖性海域にあり、古くから漁場や海上交通などの場として利用され、町民の豊かな生活を支え、様々な文化を育んできました。しかしながら、閉鎖性海域は、海水の循環が悪く、環境汚染に脆弱であるという特性を持っており、生物生息環境の悪化、漁獲量の減少などが生じるおそれがあることから、環境に配慮した取り組みが必要になっています。</li> </ul>
1 - 2 森林環境の保全と活用	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林面積は 12,634ha で、総面積の 77%を占めています。</li> <li>・民有林は、森林部分の全域に広がっています。国有林は、田束山南側、弥惣峠東側、水界峠東側、弥勒山の東側にあります。</li> <li>・民有林の人工林面積は、6,708 ha で、人工林率は 61%と県平均の 54%を上回っています。</li> </ul>
	目標	<p>森林の保全・育成など適正な維持管理に努めます。 協働による森づくりに努めます。 森林資源の有効活用に努めます。</p>

<p>1 - 2 森林環境の 保全と活用</p>	<p>考 え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南三陸町森林整備計画（平成 21 年度～平成 30 年度）を推進します。</li> <li>・土地利用の転換による森林面積の減少を防ぎます。</li> <li>・水源かん養・山地災害防止機能を重視する森林を「水土保持林」、生活環境保全、保健文化機能を重視する森林を「森林と人との共生林」、木材生産機能を重視する森林を「資源の循環利用林」に位置づけます。</li> <li>・重要な植物群落、巨木巨樹等を優れた植生としてとらえ、生態系の保全を目指します。</li> <li>・木材は、コンクリートなどと比べても十分な強度を有し、また、衝撃を吸収したり、熱を伝えにくく温かさを保ち、湿度を調整する素材です。</li> </ul>
<p>1 - 3 野生動植物・稀少動植物の保全</p>	<p>現 況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な動物としてニホンカモシカ（哺乳類）、イヌワシ（鳥類）、トウホクサンショウウオ（両生類）、シロマダラ（爬虫類）、オオセスジイトトンボ（昆虫類）、ゼニタナゴ（魚類）などがあります。</li> <li>・すぐれた植生として、樺島、荒島、歌津半島のタブノキ林、歌津半島のクロマツ林などがあります。</li> </ul>
	<p>目 標</p>	<p>特別天然記念物、宮城県レッドデータブック等による貴重な動物を保護していくため、生息環境の保全に努めます。          国定公園、藻場、海岸、河川の優れた植生の保全に努めます。</p>
	<p>考 え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存文献等で確認されている貴重な動物や海・山・川の各所にみられる優れた植生の保全を目指します。</li> </ul>

基本目標	1 自然環境の保全及び創造	
1 - 4 環境にやさしい産業振興	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業系廃棄物のうち、産業廃棄物である廃プラスチックについては、広域的な処理が進んでいますが、園芸農家などから発生する一般廃棄物については、適正処理が行われず、不法に放置されている状況にあります。</li> <li>・牛、豚、鶏など一定の家畜を飼育している農家から発生する家畜排せつ物は、国で定める管理基準に基づき処理施設の整備が図られていますが、規制のない畜産農家については、処理施設が未整備になっているところも見受けられます。</li> <li>・間伐及び保育は、造成された人工林を健全な状態に維持していく上で必要な作業ですが、現地に林材がそのまま放置され、災害の原因にもなっています。</li> <li>・漁船や魚網などの漁業系廃棄物は、漁港の背後地や山林付近にそのまま放置されている状況が見受けられます。</li> <li>・水質汚濁、磯やけなどによる生息環境の悪化などにより、アワビ、ウニなどの水産資源の減少が見られます。</li> <li>・畜産業を主体とした南三陸型農業の効率的で安定的な発展や、付加価値の高い農産物の生産、グリーンツーリズムの振興、農業用排水路の水質改善対策による農村環境の整備など、環境にやさしい産業の振興に取り組んでいます。</li> </ul>
	目標	<p>環境への負荷の少ない持続性の高い産業振興を目指します。 農地や漁場の適正な管理に努めます。 地域資源を活用した体験交流型観光の推進に努めます。</p>
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農漁業系廃棄物のうち、事業系の一般廃棄物は、肥料化を目指します。</li> <li>・漁船や魚網などは、産業廃棄物であり、排出者である漁民が自ら処理する責任があります。</li> <li>・農地の保全と活用、農業経営の維持・改善と後継者育成、安全・安心な農業の確立などにより、環境にやさしい農業の振興を目指します。</li> <li>・つくり育てる漁業や豊かな海づくりなど、資源管理型漁業により、環境にやさしい漁業の振興を目指します。</li> </ul>

基本目標	1 自然環境の保全及び創造	
主体別の役割	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然にふれあい自然環境の保全や創造の理解を深めます。</li> <li>・自然を守ったり活用する大切さを積極的に伝えていきます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全や創造に貢献するように事業活動を行います。</li> <li>・町や町民の取り組みを支援します。</li> </ul>
	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全と創造に努めます。</li> <li>・自然を守る大切さを積極的に伝えていきます。</li> <li>・関連する主要事業を推進します。</li> </ul>
	交流者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境が損なわれないよう大切にします。</li> <li>・自然環境を守り、ふれあいや親しむ取り組みに参加します。</li> </ul>

基本目標	基本施策	主要施策	環境に配慮した取組状況及び今後の方向性
1 自然環境の保全及び創造	1 河川・海域環境の保全	1 河川環境整備事業	<p>川には、洪水対策はもとより、農業用水、生物の生息、浄化作用など多様な機能があります。</p> <p>本町にも、二級河川・準用河川・普通河川、合わせて90の中小河川がありますが、護岸等の施設整備や生活雑排水の流入により水質汚濁が進み、従来生息していたアユ、ウナギなどの魚類の減少や水質の悪化が見られるようになっています。</p> <p>今後は、河川としての洪水対策だけでなく、魚や生物の棲みかづくりなど、環境に配慮した川づくりに努めます。</p> <p>また、水質の浄化を図るため、かき殻など漁業系廃棄物による水質改善を目指します。</p>
		2 海岸環境整備事業	<p>本町の天然海岸は、海水による侵食や高潮などから土地や集落を守る海岸保全施設の整備や埋立工事などにより、年々、減少傾向にあります。</p> <p>天然海岸は、自然景観の美しさだけでなく、生物が外敵から身を守ったり、餌を採ったりする生態系の営みと直接触れる絶好の場であるとともに、公園やレクリエーションなど水に親しむ場でもあります。</p> <p>今後は、志津川湾の生態系に対する影響を考慮しながら、自然環境に配慮した施設の整備に努めます。</p>
		3 干潟・藻場調査事業	<p>干潟や藻場は、水産生物の産卵場や水質浄化という役割をもつほか、潮干狩りなど水と親しむレクリエーションなど重要な機能を有しております。</p> <p>しかしながら、沿岸域の埋立工事や水質の汚濁などの影響により、かつては町内に多くあった干潟や藻場が減少しており、これが水産資源の減少にもつながっていると考えられています。</p> <p>今後、海域環境の再生や水産資源の回復に向けた取り組みが必要であることから、現状を調査し、その対策を検討していきます。</p>
		4 志津川湾海藻群落再生支援事業	<p>志津川湾は、アマモ場、コンブ場、アラメ場、ガラモ場の4つの藻場が良く発達し、また、コンブとアラメが混生する豊かな藻場として、「日本の重要湿地500」にも選定されている大変貴重な場所です。</p> <p>しかしながら、近年、志津川湾において、海藻が抜け落ちる「磯やけ現象」が各海域で発生しており、貴重な藻場が減少しております。</p> <p>町では、漁業協同組合や関係機関と連携して、磯やけ現象が発生する原因を調査研究しているところですが、原因を特定するまでには至っていない状況です。</p> <p>志津川湾における貴重な海藻群落を保護していくため、引き続き、磯やけ現象の原因特定のための調査研究を実施していくとともに、海域状況を監視しながら、海藻群落の再生に向けた取り組みを実施していきます。</p>
	2 森林環境の保全と活用	1 森林環境保全整備事業	<p>森林が本来持っている、二酸化炭素の吸収、河川への土砂の流出の防止、水源かん養などの公益的機能を保全するため、保育、間伐など適切な維持管理に努めるとともに、森林施業計画に従い計画的な保育を推進し、良質な木材の生産を目指します。</p>



1	2	森林環境と の保全と 活用	2	素材生産販売事業	間伐（素材生産）することにより、林内に広葉樹が自生し森林の多面的機能が增大されます。 今後も皆伐は控え、間伐を繰り返しながら森林機能の高度発揮を図ります。 また、間伐材については、有効的な活用を図ります。
			3	森林病害虫防除事業	本町では、昭和 54 年に初めて松くい虫の被害が確認され、地上散布、伐倒駆除、樹幹注入等で被害を最小限に抑えてきているところですが、町内全域に拡大しており完全に防除することは困難な状況となっています。 今後は、松くい虫防除自主計画に従い、守るべき松林（海岸線の保安林、森林公園、公共施設）を指定し、松くい虫の予防や除去対策を講じることで、可能な限り松資源の保全と良好な森林景観や海岸線の保護を図っていきます。
			4	計画的な森林施業による多様な森林形成事業	町の森林整備計画、森林施業計画、特定間伐等促進計画等で間伐を促進して、二酸化炭素の吸収源の拡大、水源かん養、土砂流出防備等、森林の多面的な機能の高度発揮を図るよう推進します。 皆伐については、伐採届出の際、伐採後の更新が確実に行われるよう監視していきます。 また、みやぎ生協が平成 19 年度から本町の伐採跡地を借り植林活動を実施していますが、今後も各種企業に呼びかけ、伐採跡地が有効に活用されるよう PR していきます。
			5	グリーンツーリズム森林活用事業	本町の自然環境や森林の持つ多面的機能、役割などを町民だけでなく観光客である交流者にも広く理解してもらうため、グリーンツーリズム・ブルーツーリズム推進協議会、南三陸町観光協会、各種産業団体などと連携して、林業体験ツアーなどを実施し、広く PR をしていきます。
			6	森林公園等整備事業	森林公園は、町民が自然や野生動物と直接ふれあう憩いの場として町民から親しまれています。森林には、自然を体験できることはもとより、森林が人間の身体に及ぼす好影響も研究されており、その試みが注目されていることから、遊歩道・案内標識などを整備して、容易に入林できるような環境を推進します。
			3	野生動植物・稀少動植物の保全	1
	2	貴重な動植物関係資料の収集整理事業			三陸縦貫自動車道南三陸道路環境調査報告書、環境保全基礎調査報告書、志津川町誌、歌津町史などによると、当町には、貴重な動植物が町内一円で確認されています。今後、それらの動植物を町民とともに保護していくため、貴重な動植物関係の資料の収集や整理を行います。
	4	環境にやさしい産業振興	1	中山間地域直接支払交付金事業	中山間地域である農山村には、食糧の生産の場であるとともに、多様な自然生態系、美しい田園風景、伝統的な文化などが色濃く残されています。 これらの自然環境や伝統文化などを守りながら農業の持続的な発展を図るため、今後、積極的な事業の導入を推進していきます。

1 自然環境の保全及び創造	4 環境にやさしい産業振興	2	遊休農地活用事業	<p>農地には、食料の安定供給の確保はもとより、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能があります。</p> <p>しかしながら、本町においては、農業者の高齢化や担い手不足などにより遊休農地が増加している状況にあります。</p> <p>今後、農産物の安定的な供給を図るとともに、多面的機能を将来にわたって持続的に発揮するため、遊休農地の有効的な活用を図りながら、農業の振興を図ります。</p>
		3	集落営農推進事業	<p>集落など一定の地域の農家が生産活動を共同して行う集落営農は、遊休農地が増加し、農業従事者の高齢化、兼業化による担い手不足が深刻化する中、地域農業を持続的に維持・発展させていく手段としてとても重要です。</p> <p>今後とも、農地の集積、機械等の共同化、生産コストの低減化などを推進するとともに、集落単位で支える仕組みづくりを支援していきます。</p>
		4	グリーンツーリズム農業活用事業	<p>グリーンツーリズム農業活用事業は、本町の町民と都市に住む人々がお互いの地域の自然や文化などの交流を通して、自然や農山漁村のすばらしさをお互いに再認識させようとするものです。</p> <p>今後、交流者が本町の豊かな自然の中で農業を体験するグリーンツーリズム農業活用事業を関係団体と連携しながら推進し、交流人口の増加を図るなど多面的な農業の活性化を推進します。</p>
		5	環境配慮型農業推進事業	<p>環境にやさしい農業の振興を図るためには、持続性の高い生産方式の導入とともに、環境と調和のとれた農業生産の確保が求められています。</p> <p>本町においては、環境に配慮した持続性の高い農業を導入しようとする農業者を支援する「エコファーマー認定制度」を活用し、差別化した農産物の生産と消費拡大を図っています。</p> <p>今後は、環境配慮型の農業を推進するため、生産者への意識啓発を行うとともに、従来のマルチ除去作業を無くするなど、省力化による生産の拡大を図ります。</p>
		6	地産地消推進事業・農産物産直支援事業	<p>消費者の農作物に対する安全・安心への意識の高まりにより、生産者と消費者をつなぐ「地産地消」への取り組みが、全国的に展開されています。</p> <p>本町においても、小中学校での給食や農産物の直売所において、地元で生産された農産物の活用や販売が行われており、農業経営の安定化、消費の拡大につながっています。</p> <p>今後も、生きがいのある農業経営、農業の活性化を目指し、生産者の顔が見える地産地消を推進していきます。</p>
		7	家畜排せつ物処理施設整備事業	<p>家畜排せつ物は、家畜排せつ物の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、成牛10頭、豚(母豚)100頭、鶏(雛含む)2,000羽以上の場合、管理基準が適用され、飼養規模に応じた施設の設置が義務づけられています。</p> <p>現在、管理基準が適用される農家については、概ね施設は整備済ですが、堆肥化する作業が畜産経営の傍らに行うなどから処理能力以上に糞尿が堆積されたり、一部、野積みや素掘りなど不適正な処理が見受けられます。</p> <p>今後も保健所、農業改良普及センターなど関係機関と連携を密にしながら畜産農家への指導を行い、生活環境に対する汚染の防止を図ります。また、化学肥料の減量などの負荷軽減、その他有機質資源の有効活用による資源循環型農業(耕畜連携農業)の推進を図ります。</p>

1 自然環境の保全及び創造	4	環境にやさしい産業振興	8	ふるさと水と土保全対策事業	<p>林際地区ふるさと水と土保全隊は、桜葉川の清掃、ホタル再生のためのカワナ育成、保安林の維持管理などを積極的に実施しています。これらの自然環境を保護する活動は、中山間地域の農村環境を守るだけでなく、桜葉川下流域の環境をも保全する活動にもつながっています。</p> <p>今後も、保全隊の活動を支援することによって、中山間地域の環境保全と地域の活性化につなげていきます。</p>
			9	シロザケふ化放流事業	<p>本町の地方卸売市場におけるシロザケの水揚量は、県内一となっています。</p> <p>天然の水産資源が減少する中、安定的な水揚を確保するためには、つくり育てる漁業が不可欠となっています。</p> <p>今後は、海域や内水面の漁業権者と連携を図りながら、水産資源の適正管理とシロザケなどの資源管理型漁業を推進していきます。また、サケのつかみ取りなど体験学習を通し、自然からの恩恵に対する感謝の心を育む環境教育などを推進していきます。</p>
			10	ヒラメ、アサリ等の各種水産物の育苗生産・中間育成事業	<p>干潟は、生態系の食物連鎖、栄養塩類・物質循環の要として、生物の食物・栄養の受渡し場所となり、生態系の維持・継続に深く関わり、その状態の良し悪しは水質に端的に現れます。</p> <p>また、干潟には食物循環としてカニ類や貝類、水域には、魚類等々と連鎖する生物循環浄化機能により水質浄化を図るといわれています。</p> <p>アサリの稚貝は、水産庁のマリンエコトピア事業で造成（戸倉長須賀地区）した干潟に放流していきます。</p> <p>マボヤの天然採苗試験、ヒラメの中間育成事業、ホシガレイの中間育成事業については、水産資源の増大及び安定した漁獲量の確保を目的として、引き続き実施していきます。</p>
			11	水産物供給基盤整備事業・漁村再生交付金事業	<p>本町の水産基盤である漁港は、天然の良港に恵まれ、古くから漁業活動の生産拠点として利用されてきました。現在、1種漁港（町管理）2種漁港（県管理）合わせて23港あり、それぞれの漁港の特徴を活かしながら、計画的な施設整備を推進しています。</p> <p>今後も、港内の静穏度の向上や安全で効率的かつ快適な生産流通活動に資する場の確保のため、基本的な施設である防波堤や物揚場などを計画的に整備します。</p> <p>また、漁港の適正な維持管理に努めるなど、環境に配慮した施設の維持に努めるものとします。</p>
			12	養殖漁場の適正管理事業	<p>志津川湾は、青い海と養殖施設が織りなす幻想的な風景を醸し出しており、優良な景観となっています。湾内における養殖漁場は、カキ、ホヤなどの区画漁業権の区域内に設置されることになっていますが、一部の区域においては、区域を越えて施設を設置するような状況も見受けられます。</p> <p>今後は、この状況を踏まえて、漁場の航路など安全を確保するためにも漁業協同組合と連携して、適正な使用に努めるよう指導します。</p>

1 自然環境の保全及び創造	4 環境にやさしい産業振興	13	農業系廃棄物の適正処理事業	<p>農業から発生する農作物などの一般廃棄物は、これまで山林や畑などに野積みすることで、堆肥化し、土に帰していました。</p> <p>しかしながら、近年、園芸作物を経営する農家が増加したことから、農業系廃棄物の処理が問題化しています。</p> <p>一般廃棄物の処理は、町としての責務ではありませんが、焼却施設のない本町としては、すべて気仙沼市に運搬し処理することになると、膨大な費用が必要となることから、町としての受け入れは困難な状況にあります。</p> <p>今後は、農業系廃棄物の処理については、肥料化を促進させるための施設整備を、関係機関と連携し計画的に支援していきます。</p>
		14	廃プラスチック適正処理事業	<p>近年、環境問題に対する関心が急速に高まるとともに、大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、環境への負荷を軽減しようとする動きが活発になっています。</p> <p>農業においても農業用廃プラスチックの不法な焼却や投棄を未然に防止し、地球環境の保全、産地の健全育成等を図るため地域ぐるみの回収・処理体制が求められています。</p> <p>ハウスや育苗など農業で使用されている廃プラスチックは、産業廃棄物であり、排出者である農業者が適正に処理する責任があります。気仙沼・本吉管内においては、農業用廃プラスチック適正処理推進協議会を設置して、農家に対する回収日・回収方法等をチラシで周知しながら適正な処理の推進を図っています。</p> <p>今後も、本協議会と連携しながら、生産者に積極的に情報提供するなど意識啓発を行い、廃プラスチックの適正処理に努めます。</p>
		15	漁業系廃棄物の適正処理事業	<p>漁業系廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されません。</p> <p>特に、漁船や魚網などは、産業廃棄物であり排出者である漁民が処理しなければなりません。処理費用や運搬方法などを考えると、漁民自らが処理するには一定の限界があることから、漁業協同組合が漁民と協力して適正に処理できる環境づくりなどに努めます。</p> <p>また、魚網などの養殖施設は、漁港背後地に乱雑に長期間放置されている状況も見受けられることから、漁港の使用方法や環境美化の観点からも適正な保管方法について指導します。</p>

## 2 生活環境の保全及び創造

基本目標	2 生活環境の充実																																																																																																																																																																			
2 - 1 空・海・川(大気汚染、水質汚濁)に関する環境の向上	<p><b>【大気汚染】</b></p> <table border="1" data-bbox="483 338 933 510"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>気仙沼測定局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 SO<sub>2</sub><sup>24</sup></td> <td>基準達成</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 NO<sub>2</sub><sup>25</sup></td> <td>基準達成</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質<sup>26</sup></td> <td>基準達成</td> </tr> <tr> <td>光化学オキシダント<sup>27</sup></td> <td>基準未達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成 21 年版宮城県環境白書</p> <p>測定結果            ・光化学オキシダント：環境基準を超えた測定が 21 日間の内 88 時間。</p> <p><b>【水質】</b></p> <p>環境基準の類型指定の河川及び海域</p> <table border="1" data-bbox="483 728 1439 920"> <thead> <tr> <th>測定</th> <th>河川・海域</th> <th>測定地点(類型)</th> <th>BOD<sup>28</sup> 75%値</th> <th>COD<sup>29</sup> 75%値</th> <th>pH<sup>30</sup></th> <th>DO<sup>31</sup> 平均</th> <th>SS<sup>32</sup> 平均</th> <th>大腸菌群<sup>33</sup> 平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">宮城県</td> <td>八幡川上流</td> <td>浄水場前(A類型)</td> <td>0.5 未満</td> <td>-</td> <td>7.4~8.0</td> <td>11</td> <td>1.0</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>八幡川下流</td> <td>港橋(B類型)</td> <td>1.0</td> <td>-</td> <td>7.5~8.1</td> <td>9.4</td> <td>8.0</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>志津川湾(甲)</td> <td>魚市場前(B類型)</td> <td>-</td> <td>2.6</td> <td>8.0~8.2</td> <td>8.3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">志津川湾(乙)</td> <td>荒島沖(A類型)</td> <td>-</td> <td>2.3</td> <td>8.0~8.2</td> <td>8.8</td> <td>-</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>弁天崎沖(A類型)</td> <td>-</td> <td>2.0</td> <td>8.0~8.2</td> <td>8.6</td> <td>-</td> <td>390</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="483 949 1046 1126"> <thead> <tr> <th>測定</th> <th>海域</th> <th>測定地点</th> <th>全窒素 平均</th> <th>全磷 平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">宮城県</td> <td rowspan="5">志津川湾</td> <td>魚市場前</td> <td>0.22</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>荒島沖</td> <td>0.14</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>弁天崎沖</td> <td>0.16</td> <td>0.021</td> </tr> <tr> <td>樺島沖</td> <td>0.10</td> <td>0.015</td> </tr> <tr> <td>館崎沖</td> <td>0.09</td> <td>0.013</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成 20 年度公共用水域及び地下水水質測定結果報告書</p> <p>調査結果            ・志津川湾の魚市場前の全燐が、0.03 mg/ 以下に対して測定値が 0.035 mg/。            ・八幡川上流の大腸菌群数が、1,000MPN/100m 以下に対して測定値が 7,700MPN/100m、八幡川下流の大腸菌群数も、5,000MPN/100m 以下に対して測定値が 18,000MPN/100m。</p> <p>町内主要河川 7 か所の水質調査</p> <table border="1" data-bbox="496 1382 1370 1765"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">実施月</th> <th colspan="4">八幡川(合庁前)</th> </tr> <tr> <th>水戸辺川</th> <th>折立川</th> <th>新井田川</th> <th>八幡川(河口)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">BOD</td> <td rowspan="3"></td> <td>7月</td> <td>0.5 未満</td> <td>0.5 未満</td> <td>0.5 未満</td> <td>0.5 未満</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>0.9</td> <td>1.5</td> <td>6.9</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>4.0</td> <td>0.5 未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大腸菌群数</td> <td rowspan="3"></td> <td>7月</td> <td>7,000</td> <td>4,600</td> <td>17,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>3,500</td> <td>2,800</td> <td>5,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>1.8 未満</td> <td>45</td> <td>2,200</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="496 1568 1370 1765"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">実施月</th> <th colspan="3">八幡川(河口)</th> </tr> <tr> <th>桜川</th> <th>港川</th> <th>八幡川(河口)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">BOD</td> <td rowspan="3"></td> <td>7月</td> <td>0.5 未満</td> <td>1.2</td> <td>0.5 未満</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>1.1</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大腸菌群数</td> <td rowspan="3"></td> <td>7月</td> <td>22,000</td> <td>3,200</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>1,300</td> <td>1,100</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>1,400</td> <td>260</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成 20 年度南三陸町河川水質調査報告書</p> <p>6 河川のうち八幡川が環境基準 B 類型に指定されています。その他の地点は類型指定がされていないため、A 類型の環境基準値と比較しました。</p> <p>調査結果            ・BOD は、新井田川で基準値を超えていました。大腸菌群数は、6 河川で基準値を超えていますが、pH・DO・SS は、6 河川とも環境基準値を満たしていました。</p>	項目	気仙沼測定局	二酸化硫黄 SO <sub>2</sub> <sup>24</sup>	基準達成	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> <sup>25</sup>	基準達成	浮遊粒子状物質 <sup>26</sup>	基準達成	光化学オキシダント <sup>27</sup>	基準未達成	測定	河川・海域	測定地点(類型)	BOD <sup>28</sup> 75%値	COD <sup>29</sup> 75%値	pH <sup>30</sup>	DO <sup>31</sup> 平均	SS <sup>32</sup> 平均	大腸菌群 <sup>33</sup> 平均	宮城県	八幡川上流	浄水場前(A類型)	0.5 未満	-	7.4~8.0	11	1.0	7,700	八幡川下流	港橋(B類型)	1.0	-	7.5~8.1	9.4	8.0	18,000	志津川湾(甲)	魚市場前(B類型)	-	2.6	8.0~8.2	8.3	-	-	志津川湾(乙)	荒島沖(A類型)	-	2.3	8.0~8.2	8.8	-	79	弁天崎沖(A類型)	-	2.0	8.0~8.2	8.6	-	390	測定	海域	測定地点	全窒素 平均	全磷 平均	宮城県	志津川湾	魚市場前	0.22	0.035	荒島沖	0.14	0.022	弁天崎沖	0.16	0.021	樺島沖	0.10	0.015	館崎沖	0.09	0.013	項目	区分	実施月	八幡川(合庁前)				水戸辺川	折立川	新井田川	八幡川(河口)	BOD		7月	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	11月	0.9	1.5	6.9	0.9	2月	1.2	1.2	4.0	0.5 未満	大腸菌群数		7月	7,000	4,600	17,000	11,000	11月	3,500	2,800	5,400	1,400	2月	1.8 未満	45	2,200	130	項目	区分	実施月	八幡川(河口)			桜川	港川	八幡川(河口)	BOD		7月	0.5 未満	1.2	0.5 未満	11月	1.1	1.0	1.2	2月	1.7	1.7	1.7	大腸菌群数		7月	22,000	3,200	4,500	11月	1,300	1,100	2,200	2月	1,400	260	68
	項目	気仙沼測定局																																																																																																																																																																		
	二酸化硫黄 SO <sub>2</sub> <sup>24</sup>	基準達成																																																																																																																																																																		
	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> <sup>25</sup>	基準達成																																																																																																																																																																		
	浮遊粒子状物質 <sup>26</sup>	基準達成																																																																																																																																																																		
	光化学オキシダント <sup>27</sup>	基準未達成																																																																																																																																																																		
	測定	河川・海域	測定地点(類型)	BOD <sup>28</sup> 75%値	COD <sup>29</sup> 75%値	pH <sup>30</sup>	DO <sup>31</sup> 平均	SS <sup>32</sup> 平均	大腸菌群 <sup>33</sup> 平均																																																																																																																																																											
	宮城県	八幡川上流	浄水場前(A類型)	0.5 未満	-	7.4~8.0	11	1.0	7,700																																																																																																																																																											
		八幡川下流	港橋(B類型)	1.0	-	7.5~8.1	9.4	8.0	18,000																																																																																																																																																											
		志津川湾(甲)	魚市場前(B類型)	-	2.6	8.0~8.2	8.3	-	-																																																																																																																																																											
志津川湾(乙)		荒島沖(A類型)	-	2.3	8.0~8.2	8.8	-	79																																																																																																																																																												
		弁天崎沖(A類型)	-	2.0	8.0~8.2	8.6	-	390																																																																																																																																																												
測定	海域	測定地点	全窒素 平均	全磷 平均																																																																																																																																																																
宮城県	志津川湾	魚市場前	0.22	0.035																																																																																																																																																																
		荒島沖	0.14	0.022																																																																																																																																																																
		弁天崎沖	0.16	0.021																																																																																																																																																																
		樺島沖	0.10	0.015																																																																																																																																																																
		館崎沖	0.09	0.013																																																																																																																																																																
項目	区分	実施月	八幡川(合庁前)																																																																																																																																																																	
			水戸辺川	折立川	新井田川	八幡川(河口)																																																																																																																																																														
BOD		7月	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満																																																																																																																																																														
		11月	0.9	1.5	6.9	0.9																																																																																																																																																														
		2月	1.2	1.2	4.0	0.5 未満																																																																																																																																																														
大腸菌群数		7月	7,000	4,600	17,000	11,000																																																																																																																																																														
		11月	3,500	2,800	5,400	1,400																																																																																																																																																														
		2月	1.8 未満	45	2,200	130																																																																																																																																																														
項目	区分	実施月	八幡川(河口)																																																																																																																																																																	
			桜川	港川	八幡川(河口)																																																																																																																																																															
BOD		7月	0.5 未満	1.2	0.5 未満																																																																																																																																																															
		11月	1.1	1.0	1.2																																																																																																																																																															
		2月	1.7	1.7	1.7																																																																																																																																																															
大腸菌群数		7月	22,000	3,200	4,500																																																																																																																																																															
		11月	1,300	1,100	2,200																																																																																																																																																															
		2月	1,400	260	68																																																																																																																																																															

2 - 1 空・海・川(大 気汚染、水質 汚濁)に関する環 境の向 上	目 標	<p>大気の保全に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、現況で環境基準を達成していますので、測定値の現状維持、低減を目指します。</li> <li>・ 光化学オキシダントは、現況で環境基準を超えており、環境基準の達成を目指します。</li> </ul> <p>公共用水域の水質保全に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況で環境基準を達成している地点は、現状維持、低減を目指します。</li> <li>・ 現況で環境基準を超えている地点は、環境基準の達成を目指します。</li> </ul>																																													
	考 え 方	<p>【大気汚染】 環境基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化硫黄 SO<sub>2</sub> : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。</li> <li>・ 二酸化窒素 NO<sub>2</sub> : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。</li> <li>・ 浮遊粒子状物質 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。</li> <li>・ 光化学オキシダント : 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。</li> <li>・ 環境基準が未達成の測定地点の状況 : 光化学オキシダント : 環境基準を超えた測定が 24 日間の内 88 時間。</li> </ul> <p>【水質】 環境基準について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境基準</th> <th>BOD</th> <th>COD</th> <th>pH</th> <th>DO</th> <th>SS</th> <th>大腸菌群数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川</td> <td>A 類型</td> <td>2mg/以下</td> <td>-</td> <td>6.5 ~ 8.5</td> <td>7.5mg/以上</td> <td>25mg/以下</td> <td>1,000MPN/100m 以下</td> </tr> <tr> <td>B 類型</td> <td>3mg/以下</td> <td>-</td> <td>6.5 ~ 8.5</td> <td>5mg/以上</td> <td>25mg/以下</td> <td>5,000MPN/100m 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海域</td> <td>A 類型</td> <td>-</td> <td>2mg/以下</td> <td>7.8 ~ 8.3</td> <td>7.5mg/以上</td> <td>-</td> <td>1,000MPN/100m 以下</td> </tr> <tr> <td>B 類型</td> <td>-</td> <td>3mg/以下</td> <td>7.8 ~ 8.3</td> <td>5mg/以上</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">類型</th> <th>全窒素</th> <th>全磷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海域</td> <td>類型</td> <td>0.3 mg/ 以下</td> <td>0.03 mg/ 以下</td> </tr> </tbody> </table>	環境基準		BOD	COD	pH	DO	SS	大腸菌群数	河川	A 類型	2mg/以下	-	6.5 ~ 8.5	7.5mg/以上	25mg/以下	1,000MPN/100m 以下	B 類型	3mg/以下	-	6.5 ~ 8.5	5mg/以上	25mg/以下	5,000MPN/100m 以下	海域	A 類型	-	2mg/以下	7.8 ~ 8.3	7.5mg/以上	-	1,000MPN/100m 以下	B 類型	-	3mg/以下	7.8 ~ 8.3	5mg/以上	-	-	類型		全窒素	全磷	海域	類型	0.3 mg/ 以下
環境基準		BOD	COD	pH	DO	SS	大腸菌群数																																								
河川	A 類型	2mg/以下	-	6.5 ~ 8.5	7.5mg/以上	25mg/以下	1,000MPN/100m 以下																																								
	B 類型	3mg/以下	-	6.5 ~ 8.5	5mg/以上	25mg/以下	5,000MPN/100m 以下																																								
海域	A 類型	-	2mg/以下	7.8 ~ 8.3	7.5mg/以上	-	1,000MPN/100m 以下																																								
	B 類型	-	3mg/以下	7.8 ~ 8.3	5mg/以上	-	-																																								
類型		全窒素	全磷																																												
海域	類型	0.3 mg/ 以下	0.03 mg/ 以下																																												

24 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) : 腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

25 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) : 窒素の酸化物で赤褐色の気体。分子量 46.01、融点-9.3、沸点 21.3。代表的な『大気汚染物質』である。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。また、生物活動に由来する自然発生がある。地球規模では二酸化窒素のほとんどが生物活動から発生している。

- 26 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（平成 5 年）に基づいて定められる環境基準では、粒径 10 $\mu$ m 以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。
- 27 光化学オキシダント：光化学スモッグの際に生成する酸化性物質の総称である。オキシダント(oxidant)は酸化剤 (oxidizing agent) の略。工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類（揮発性有機化合物）を主体とする一次汚染物質が、太陽の紫外線照射を受けて光化学反応を起こすことによって、オゾンなどの酸化性物質やアルデヒドなどの還元性物質といった二次汚染物質を生成する。この二次汚染物質のほとんどがオゾンである。光化学反応により生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」と呼ぶ。
- 28 BOD：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また水質汚濁防止法（昭和 45 年）に基づく排水基準が定められている。BOD が高いと DO が欠乏しやすくなり、10mg/l 以上で悪臭の発生等がみられる。
- 29 COD：水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。測定方法は世界的には重クロム酸ナトリウムで酸化する方法が一般的だが、日本では日本工業規格 K0102（工場排水試験方法）に準拠して、過マンガン酸カリウムにより沸騰水浴中（100℃）で 30 分間反応させたときの消費量を測定し、試料中の有機物の汚濁度を算出する。
- 30 pH：水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH 試験紙や pH 計などで簡易に測定できる。pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。
- 31 DO：水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の 1 つ。酸素の溶解度は水温、塩分、気圧等に影響され、水温の上昇につれて小さくなる。酸素の溶解度が小さくなると同時に、光合成の原料となる二酸化炭素の溶解度も低下して光合成速度が落ちるため、水中の溶存酸素濃度は低下する。一方で、水温の上昇によって生物の活動は活発化し、呼吸や有機物の好氣的分解による酸素消費量が増加する。
- 32 SS：浮遊物質（suspended solids）で水質指標の一つ。水中に浮遊する粒径 2mm 以下の不溶解性物質の総称であり、重量濃度（mg/l）で表される。懸濁物質（suspended substance）とも呼ばれる。通常、SS と略される。
- 33 大腸菌群最確数：大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。大腸菌群数は、検水 1ml 中の個数（正確には培養後のコロニー数）または、検水 100ml 中の最確数（MPN）で表される。

基本目標	2 生活環境の充実																																																							
2 - 2 社会活動（騒音、振動、悪臭、地盤沈下）に関する環境の向上	現況	<p>【騒音】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車交通騒音面的評価（県測定）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="496 387 1243 595"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>調査区間（評価戸数）</th> <th>環境基準達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道 45 号</td> <td>大久保～五日町（78 戸）</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>国道 45 号</td> <td>五日町～新井田（158 戸）</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>国道 398 号</td> <td>五日町～御前下（52 戸）</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>県道清水浜志津川港線</td> <td>大森～南町（220 戸）</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>県道志津川登米線</td> <td>塩入～竹川原（44 戸）</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成 21 年版宮城県環境白書（宮城県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車交通騒音実態調査（県測定）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="496 674 1243 792"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">環境基準との比較</th> </tr> <tr> <th>測定</th> <th>基準</th> <th>測定</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道 45 号</td> <td>志津川字 汐見町</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>61</td> <td>65</td> <td>基準達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成 21 年版宮城県環境白書（宮城県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車交通騒音調査（町測定）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="496 875 1243 1032"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">環境基準との比較</th> </tr> <tr> <th>測定</th> <th>基準</th> <th>測定</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道 45 号</td> <td>志津川字 天王山</td> <td>72</td> <td>70</td> <td>61</td> <td>65</td> <td>基準未達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音に関する環境基準（昼間）70 デシベル以下に対して測定値 72 デシベル。</li> </ul> <p>特定施設の騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音防止法（昭和 43 年法律第 98 号）及び公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）で定める特定施設についての騒音測定は、実施していません。</li> </ul> <p>【振動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振動の測定は、実施していません。</li> </ul> <p>【悪臭】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭の苦情は、増加傾向にあります。長期にわたる苦情は、平成 18 年度で 1 件、平成 19 年度で 2 件、平成 20 年度で 3 件発生しています。</li> <li>公害防止条例で定める特定施設として、家畜排せつ物による有機肥料の製造の用に供する施設が該当し、1 年に 1 回、県と連携して、臭気測定を実施しています。</li> </ul> <p>【地盤沈下】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在のところ地盤沈下は見られず、公害苦情も発生していません。</li> </ul>	路線名	調査区間（評価戸数）	環境基準達成率	国道 45 号	大久保～五日町（78 戸）	100%	国道 45 号	五日町～新井田（158 戸）	100%	国道 398 号	五日町～御前下（52 戸）	100%	県道清水浜志津川港線	大森～南町（220 戸）	100%	県道志津川登米線	塩入～竹川原（44 戸）	100%	路線名	調査地点	昼間		夜間		環境基準との比較	測定	基準	測定	基準	国道 45 号	志津川字 汐見町	67	70	61	65	基準達成	路線名	調査地点	昼間		夜間		環境基準との比較	測定	基準	測定	基準	国道 45 号	志津川字 天王山	72	70	61	65	基準未達成
		路線名	調査区間（評価戸数）	環境基準達成率																																																				
国道 45 号	大久保～五日町（78 戸）	100%																																																						
国道 45 号	五日町～新井田（158 戸）	100%																																																						
国道 398 号	五日町～御前下（52 戸）	100%																																																						
県道清水浜志津川港線	大森～南町（220 戸）	100%																																																						
県道志津川登米線	塩入～竹川原（44 戸）	100%																																																						
路線名	調査地点	昼間		夜間		環境基準との比較																																																		
		測定	基準	測定	基準																																																			
国道 45 号	志津川字 汐見町	67	70	61	65	基準達成																																																		
路線名	調査地点	昼間		夜間		環境基準との比較																																																		
		測定	基準	測定	基準																																																			
国道 45 号	志津川字 天王山	72	70	61	65	基準未達成																																																		
目標	<p>騒音・振動による生活環境の保全に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現況で環境基準を達成している地点は、現状維持、低減を目指します。</li> <li>現況で環境基準を超えている地点は、環境基準の達成を目指します。</li> </ul> <p>悪臭による生活環境の保全に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公害苦情の発生ゼロを目指します。</li> </ul> <p>地盤沈下による生活環境の保全に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現況で地盤沈下はありませんが、引き続き監視を行っていきます。</li> </ul> <p>安全な土壌と豊かな地下水の保全に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質による土壌、地下水の汚染はありませんが、引き続き監視を行っていきます。</li> </ul>																																																							
考え方	<p>【騒音】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町測定では、国道 45 号の天王山の測定値が環境基準を超過しており、環境基準の達成が必要です。</li> </ul> <p>【振動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現況で振動の測定は実施していません。</li> </ul> <p>【悪臭】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>典型七公害の苦情件数 7 件のうち悪臭が 3 件となっています。</li> </ul> <p>【地盤沈下】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在のところ地盤沈下は見られず、公害苦情も発生していません。</li> </ul>																																																							



基本目標	2 生活環境の充実	
2 - 3 ライフライン等の整備促進（上水道、下水道、浄化槽、公園・緑地）	現況	<p><b>【上水道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道の水源は、地下水などを活用しています。</li> <li>・安全安心な水を供給するため、計画的に石綿セメント管を交換しています。</li> <li>・上水道の普及率は、94.8%となっています。（平成 20 年度末）</li> </ul> <p><b>【下水道】【浄化槽】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の志津川地域については、志津川浄化センターから八幡川までの一定の区域で管渠、ポンプ場などの施設整備がほぼ完了し、施設の維持管理や各家庭からの排水設備工事の促進を行っています。</li> <li>・公共下水道の水洗化率は、69.5%となっています。（平成 20 年度末）</li> <li>・漁業集落排水整備事業により下水施設を整備した志津川地域の袖浜地区、波伝谷地区については、集落のほとんどが既に接続されている状況にあることから、適正な維持管理に努めています。</li> <li>・公共下水道や漁業集落排水施設が整備できない区域は、浄化槽の設置を推進しています。</li> <li>・浄化槽の整備率は 23.8%となっています。（平成 20 年度末）</li> </ul> <p><b>【公園・緑地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園 5 か所、歴史公園 2 か所、親水公園 4 か所、森林公園 3 か所、農村公園 2 か所のほか、レクリエーション機能を持つ、スポーツ交流村、平成の森があります。</li> <li>・都市公園における町民一人当たりの公園面積は、4.7 m<sup>2</sup>/人です。また、森林公園、スポーツ交流村、平成の森を除いた町民一人当たりの公園面積は、14.3 m<sup>2</sup>/人となっています。（平成 20 年度末）</li> </ul>
	目標	<p>安全・安心で安定した水の供給に努めます。</p> <p>水質汚濁の防止を図るため、下水道や浄化槽の整備に努めます。</p> <p>みどり豊かな潤いのある公園・緑地の整備に努めます。</p>
	考え方	<p><b>【上水道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間内に上水道の普及率向上を目指します。</li> </ul> <p><b>【下水道】【浄化槽】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道は、人間の日常生活に欠かすことのできない施設で、汚水の排除、トイレの水洗といった生活環境の改善のみならず、志津川湾や河川などの公共用水域の水質を保全する観点から重要です。</li> </ul> <p><b>【公園・緑地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間内に公園・緑地の整備を推進します。</li> </ul>

基本目標	2 生活環境の充実	
2 - 4 環境美化活動の推進	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校、中学校で、花いっぱい運動、海岸清掃、学区内の清掃活動等の環境美化活動が行われています。</li> <li>・ 町民による環境美化活動として、リアスクリーン作戦が実施されています。</li> <li>・ 町民や事業者と町が協働で清潔で美しいまちづくりをめざす「南三陸さわやかサポートプログラム」により 12 団体が環境美化活動を実施しています。</li> <li>・ 河川、道路の適正な維持管理を図るため、愛護団体による活動が実施されています。</li> </ul>
	目標	良好な生活環境を保全するため、環境美化活動の推進に努めます。
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内小中高校や町民による環境美化活動が積極的に行われており、活動の推進を継続します。</li> <li>・ 町民や各種団体が環境美化活動に参加することにより、環境保護に関する意識向上につなげます。</li> </ul>
2 - 5 アメニティの向上	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山岳景観（保呂羽山、田束山） 高原景観（大盤峠） 河川景観（水戸辺川、伊里前川） 海岸景観（神割崎、泊浜） 自然公園（野鳥の森） 海中景観（袖浜海岸と荒島）など、優れた自然景観や、市街地の景観、田園景観、森林景観など身近な景観が多数あります。</li> </ul>
	目標	<p>秩序ある市街地の景観形成に努めます。</p> <p>農林業を通じて形成された田園景観や森林景観などの保全に努めます。</p>
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築協定による建築物の景観の統一や、広告物、看板の規制・誘導、景観づくりの取り組みを推進する必要があります。</li> <li>・ 田園景観、昔からの家並みの保存、里山などの植生と人が共生した環境や景観の保全が求められています。</li> </ul>

基本目標	2 生活環境の充実	
主体別の役割	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活から、大気や水質などを守る行動に心がけます。</li> <li>・ 美しい街並みや田園景観を守るため、環境・景観づくりに努めます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全に努め、町民の安全と安心を優先する事業活動を行います。</li> <li>・ 事業所周辺などの美化に努めます。</li> </ul>
	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等を防止するため、適切な監視・指導を行います。</li> <li>・ 本町らしい景観づくりに向けた取り組みを進めます。</li> </ul>
	交流者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車や公共交通機関の利用に努めます。</li> <li>・ マナーを守り、美しいまちづくりに協力します。</li> </ul>

基本目標	基本施策	主要施策	環境に配慮した取組状況及び今後の方向性
2 生活環境の充実	1 空・海・川(大気汚染、水質汚濁)に関する環境の向上	1 志津川湾環境調査事業	<p>志津川湾は、豊かな恵まれた自然環境ゆえに、古くからワカメ、カキなどの養殖漁業が盛んに行われてきました。また、近年の余暇の増大により、ダイビングやヨットなどの海洋性レクリエーションが多く行われるようになっていきます。</p> <p>しかしながら、海水の交換が悪く、環境負荷に対して脆弱である閉鎖性水域の特性から、生活雑排水や養殖施設の増加などにより、湾としての自浄能力の低下が見られます。特に、一時的ではありますが、窒素や磷が環境基準を上回る状況も発生しています。</p> <p>青く透き通る志津川湾は、私たちの生産の場であり、糧を得る場でもあるので、定期的に水質調査・底質調査を実施しながら経年変化を監視して、水質の保全に努めていきます。</p>
		2 水産加工場排水等処理施設設置事業	<p>志津川漁港付近の海域は、新井田川から放流される生活雑排水が滞留しやすい環境から、気温の高い夏場には、悪臭や水質汚濁の苦情が寄せられています。</p> <p>志津川漁港の水産加工場から放流される汚水は、新たな加工場の新築に伴い、海に放流される排水量も年々増加することで、水質に対する環境負荷も大きくなっています。</p> <p>隣接地には「日本水浴選88選」に選定されている海水浴場もあり、良好な水質環境が求められています。</p> <p>今後も、志津川湾の良好な水質環境を保持していくため、排水処理施設の整備費用の一部を補助していきます。</p>
		3 漁民の森づくり事業	<p>森は水を蓄え、川は多くの栄養分を海へと運んでくれます。これらの水の循環は、山や川の生き物だけでなく、カキ、ホタテなどの水産動植物を大きく成長させてくれます。</p> <p>自然が与えてくれる恵みに対する感謝と森林の重要性を再認識する活動として漁業者が自らの手で森づくり運動を展開しています。</p> <p>今後は、漁業者だけでなく、町民・交流者を抱きこんだ新たな森づくりに努めていきます。</p>
		4 河川、海域の水質調査事業	<p>本町の基幹産業である水産業の振興を図るためには、生産の場である豊かな志津川湾を守ることが重要です。</p> <p>しかしながら、河川や海域などの水質汚濁は、町民の生活や自然の生態系に大きな影響を及ぼすことから、公共性水域の水質調査を定期的実施し、監視していく必要があります。</p> <p>なお、調査結果は、水質汚濁防止法や環境基準と比較してどのような状況にあるか、町のホームページや広報紙などを活用して、漁民や町民に情報提供していくものとします。</p>
	2 社会活動(騒音、振動、悪臭、地盤沈下)に関する環境の向上	1 市街地等における騒音調査事業	<p>幹線道路の沿道では、自動車騒音の要請限度を超える区域がいまだに多く存在し、安眠を妨害されるなど沿道住民の生活環境が著しく損なわれ、身体的、精神的な健康被害を引き起こす要因となっています。</p> <p>本町においては、要請限度を超える地域はありませんが、沿道住民の良好な生活環境を確保するため、定期的に交通騒音を測定し、騒音に関する環境基準や自動車騒音に係る許容限度の達成状況などを確認していきます。環境基準を超えた場合は、関係者に対し適切な指導とともに、改善を求めます。</p>

2 生活環境の充実	2	社会活動（騒音、振動、悪臭、地盤沈下）に関する環境の向上	2	騒音、振動関係特定施設設置届出の受理及び指導事業	<p>特定施設は、工場、事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生させる施設であり、設置する場合は市町村に届け出する義務があります。</p> <p>本町には、騒音と振動に関する特定施設が、合わせて約140件届け出されていますが、騒音などに関する測定が未実施であることから、規制基準が適正に守られているか定期的に調査を実施し、監視をしていきます。</p>
			3	公害関係の苦情・相談事業	<p>苦情処理は、市町村の固有の事務であることから、町として責任を持って問題解決に努めます。</p> <p>公害苦情のほとんどは、規制対象外や規制基準以下の事業活動に関するものが多く、問題解決するまでには長期間にわたるケースが多くなっています。</p> <p>今後とも、相談者に制度内容をよく説明し、行政措置の対象として規制しうるものかどうかを理解させながら業務に当るものとしします。</p>
			4	有害物質による汚染防止対策事業	<p>近年、都市部においては、工場跡地の土壌や地下水から有害物質による汚染が問題化しております。本町においても、スタンドの地下タンクからの油漏れにより、地下水が一部汚染された事例も発生しました。</p> <p>当地域には、古くから多くの井戸が存在し、まだまだ日常生活の中で活用されている現状にあることから、事故等が発生した際には、早急な対応を取れるよう、県と連携して、井戸の調査を実施します。</p>
			1	公共下水道等汚水処理施設整備事業	<p>志津川・歌津両処理区の認可区域については、すでに概成し供用が開始され、公共用水域の水質汚濁防止に寄与しています。</p> <p>しかし、公共下水道への接続率がそれぞれ73%、60%と低い状況にあることから、今後は、接続率の向上に向けた取り組みを推進していきます。また、歌津浄化センターは、汚水量の増加により放流水質の悪化が心配されることから、処理施設の増設工事等を含めた検討が新たに必要となります。</p> <p>志津川処理区のうち、未整備区域については、公共下水道と浄化槽による汚水処理、いずれが適切なのかを総合的に検討していきます。</p> <p>なお、漁業集落及び下水道区域以外の区域については、浄化槽による汚水処理の整備を推進します。</p>
	3	ライフライン等の整備促進（上水道、下水道、浄化槽、公園・緑地）	2	浄化槽設置整備事業	<p>河川や海域の公共用水域の水質保全を早期に図るためには、浄化槽は、公共下水道と異なり、設置すれば即その効果が発揮される効率的な処理方法であることから、今後とも整備推進を図っていきます。</p> <p>また、早期整備を図るため、補助金額も含め補助制度のあり方についても検討していきます。</p>
			3	県営ダム建設事業の促進	<p>伊里前川の過去の渇水による給水制限の経緯を踏まえ、安定的な水道水供給を図ります。</p> <p>今後は、水需要の推移を見極めながら水道施設（取水・浄水施設、送・配水施設）の整備を推進します。</p>

2 生活環境の充実	3	ライフライン等の整備促進 (上水道、下水道、浄化槽、公園・緑地)	4	老朽管更新事業	<p>安定的な水道水の供給を図るため、石綿セメント管を基本として老朽管の更新を図ります。</p> <p>石綿セメント管の更新については、国の補助制度を活用し実施していますが、今後においても継続的に更新を行うものとしします。</p> <p>また、耐震性の低い管路についても安全対策として計画的に更新を図ります。</p>
			5	公園・緑地等の整備事業	<p>公園や緑地は、町民の憩いの場所であり、災害の際には、避難所と利用するなど多面的な機能を有しています。</p> <p>特に、都市公園などは、既存の市街地だけでなく、新市街地の形成を踏まえながら、計画的な整備を推進します。</p>
	4	環境美化活動の推進	1	河川愛護会活動事業	<p>河川が、地域に潤いを与える水と緑のオープンスペースであるとともに、住民の共有財産であるという認識のもと、良好な河川環境の保全及び再生を図るため、河川愛護月間に合わせて環境美化活動を行っています。</p> <p>今後も、河川愛護団体や行政区と連携して、趣旨の徹底を図りながら、河川の清掃など環境整備に努めていきます。</p>
			2	道路愛護会活動事業	<p>道路の役割及び重要性を再認識してもらい、道路を慈しむという道路愛護思想の普及及び道路の正しい利用の啓発を図るため、各行政区に道路愛護会を設立し活動しています。</p> <p>特に、毎年、7月に実施されるリアスクリーン作戦や8月の道路ふれあい月間の際には、各愛護団体を除草作業や不法投棄された缶、ペットボトルなどの回収作業など道路愛護活動が積極的に実施されています。</p> <p>今後も、道路愛護団体や行政区と連携して、道路愛護思想の普及・啓発を図りながら、環境整備に努めていきます。</p>
			3	道路側溝等清掃事業	<p>志津川地区の市街地のほとんどは、公共下水道が未整備であり、海と陸地の高低差がないため、汚泥が堆積しやすい環境にあり、気温の高い時期には、害虫が発生したり悪臭がしたりしています。</p> <p>衛生的な生活環境を確保するためにも、側溝汚泥の汲み取りを継続して実施します。</p>
			4	リアスクリーン作戦及びボランティアによる清掃活動支援事業	<p>良好な自然環境を守っていくためには、行政と町民の役割分担を明確にしなが、町民が主体的に行う環境美化活動を支援していくことが必要です。</p> <p>特に、全町的に展開されているリアスクリーン作戦や南三陸さわやかサポートプログラムなどの取組みにより、環境美化に対する意識の向上が図られ、回収されるごみの量をはじめ、参加者も増加傾向となっています。</p> <p>今後も、環境美化活動としての視点だけでなく、環境教育の一環としての支援に努めます。</p>
			5	道路の緑化・植栽整備事業	<p>道路の緑化、植栽は、車から発生する二酸化炭素を吸収して私たちの健康を守ってくれるだけでなく、環境美化の観点からも安らぎと潤いを与えてくれます。</p> <p>現在、環境美化活動の一環として、町民主体による花の植栽管理事業が積極的に実施されています。この事業により、地域の環境の美化が向上するとともに、付近へのポイ捨ても減ったとの報告もあります。</p> <p>今後も、町民との協働のまちづくりを進めるため、地域やボランティア団体と連携しながら、花の植栽や緑化に努めていきます。</p> <p>また、新設される道路の建設に当たっては、植樹帯、花壇など環境に配慮した施設設計に努めます。</p>

2 生活環境の充実	4	環境美化活動の推進	6	衛生組合活動支援事業	<p>公衆衛生の向上と環境衛生の改善を図り、健康で住みよい郷土づくりを総合的かつ効果的に推進するため、各衛生組合や町民の主体的な環境美化活動等を支援していきます。</p> <p>また、各衛生組合が6月から9月にかけて実施している家庭消毒は、感染症予防対策や害虫駆除対策等、生活環境を向上させる事業として引き続き推進していきます。</p>
	5	アメニティの向上	1	街並み景観づくり整備促進事業	<p>本町には、豊かな自然、農村風景、地域に根ざした風習や文化が息づく美しい街並みなどの景観があります。</p> <p>しかしながら、人工構造物による自然景観、農村景観の喪失や電線、電柱、屋外広告物などによる街並み景観の悪化が心配されています。</p> <p>今後は、良好な景観を保存・形成していくため、住民との合意の上、電柱の地下化、色の統一など景観に配慮した街並み形成に努めていきます。</p>

### 3 廃棄物処理対策の推進

基本目標	3 廃棄物処理対策の推進	
3 - 1 ごみの減量 化・資源化の 推進	現況	・1人1日当たりごみ発生量は834g/人(平成20年度末)となっています。
	目標	<p>廃棄物の減量化や資源化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の排出量の低減を目指します。</li> <li>・町民1人1日当たりごみ発生量の低減を目指します。</li> <li>・資源化ごみの増加を目指します。</li> <li>・ごみ処理費用の一部を負担するごみの有料化について検討します。</li> </ul>
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの発生量は、減少傾向にありますが、資源ごみは、横ばいとなっています。</li> <li>・ごみは、「捨てればごみ、分ければ資源」といわれるように、町民一人一人の意識づけにより減量化や資源化に直接つながっていきます。</li> </ul>
3 - 2 ごみ処理施 設の整備・検 討	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンセンターは、昭和56年から58年度の継続事業で30t/8時間の処理能力を持つ機械化バッチ方式のごみ処理施設として整備され、平成14年11月まで稼働してきました。しかしながら、ダイオキシン類の構造維持管理基準の改正により、既存施設のままでの稼働が困難となったことから、中継施設(収集・運搬)として機能しています。</li> <li>・本町のごみ焼却は、気仙沼市にあるクリーン・ヒル・センターごみ焼却場において処理されています。</li> <li>・焼却灰や海岸漂着物を処理するためには、一般廃棄物の最終処分場が必要不可欠ですが、施設が未整備であることから、青森県へ運搬し処理しています。</li> </ul>
	目標	環境負荷の低減、リサイクルの推進及び処理コストの縮減等、諸課題に対応した適正かつ効果的なごみ処理を関係市などとの広域的な連携を前提に検討します。
	考え方	・本町の焼却施設は、宮城県ごみ処理広域化計画に基づき、気仙沼・登米ブロックとして検討が進められています。
3 - 3 し尿処理場 の運営	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理施設は、昭和63年に30Kℓ/日の処理能力を持つ施設として整備されて以来、20年以上が経過し老朽化しています。</li> <li>・浄化槽の普及により浄化槽汚泥の割合が増加しています。</li> </ul>
	目標	計画的なし尿収集業務の推進に努めます。また、処理施設の今後のあり方について検討します。
	考え方	・し尿処理施設の補修や適切な維持管理等を行い、排出されるし尿及び浄化槽汚泥の安定した処理に努めます。
3 - 4 ごみの不法 投棄対策の 強化	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内各地で、一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄が多発しています。特に、家電リサイクル法により処理方法が義務づけられているテレビ、洗濯機、冷蔵庫などが多量に放棄されています。</li> <li>・不法投棄の多い場所については、県と連携し、監視カメラを設置して注意を促しています。</li> <li>・不法投棄の現場を見つけたら、厳正に対処するとともに、悪質な場合は、警察署に通報し連携して対応に当たっています。</li> </ul>

3 - 4 ごみの不法投棄対策の強化	目標	ごみの不法投棄の根絶を目指します。
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい自然環境を次世代の子どもたちに残すために、町民一人一人の心掛けで不法投棄がなくなることからその取り組みが必要です。</li> <li>・環境教育などを通じたモラル向上や、関係機関と連携し、不法投棄防止のための看板設置や事業者等への意識啓発活動、パトロールなどを行います。</li> </ul>
3 - 5 産業廃棄物等の適正処理の推進	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物は、事業活動から生じるごみであることから、排出者が適正に処理する責任があります。しかしながら、処理費用が高額となることから、不適正に処理するケースが見受けられます。</li> <li>・不適正な処理に対する対応については、県と町が連携して厳正に対処するとともに、悪質なケースについては、警察署に通報して対応に当たっています。</li> </ul>
	目標	産業廃棄物や災害時における廃棄物処理の適正処理に努めます。
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物等の不適正処理の根絶に向け、啓発活動を充実し適正処理に対する町民、事業者の理解と協力を求めます。</li> </ul>

基本目標	3 廃棄物処理対策の推進	
主体別の役割	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常からごみの減量、分別、リサイクルなどを心掛け、ものを大切にしよう努めます。</li> <li>・節電など省エネルギーを図り、新エネルギーの導入に努めます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に廃棄物の抑制、再生資源の利用などに努めます。</li> <li>・事業所での省エネルギーを図り、新エネルギーの導入に努めます。</li> </ul>
	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量、分別収集、リサイクルを推進します。</li> <li>・省エネルギーを図り、新エネルギーの導入に努めます。</li> <li>・関係機関との連携を図ります。</li> </ul>
	交流者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量、分別、リサイクルなどに協力します。</li> <li>・省エネルギーの取り組みに協力します。</li> </ul>



基本目標	基本施策	主要施策	環境に配慮した取組状況及び今後の方向性
3 廃棄物処理対策の推進	1 ごみの減量化・資源化の推進	1 一般廃棄物処理基本計画策定事業	<p>市町村は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理基本計画を策定しなければなりません。</p> <p>しかしながら、現在の基本計画は、策定後、10年近くが経過している状況であることから、現在の廃棄物に関する考え方や社会経済状況の変化に合わせた新たな計画を策定していきます。</p>
		2 3Rの推進事業	<p>町内で発生した廃棄物については、町の責任において処理をし、資源化や堆肥化をして生産者にわたり、繰り返し利用されるという循環型社会が求められています。焼却炉や最終処分場、さらには堆肥化施設等を持たない本町としては、できる限りの可燃ごみの減量や徹底した分別意識の高揚が必要になっています。</p> <p>今後は、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3R運動を推進するため、広報紙やチラシ、分別用冊子等を作成し啓発に努めるとともに、行政区や各種団体の要請に応じ、出前講座などの講師派遣を実施します。</p> <p>また、町内イベントに参加し、ごみの減量や3R推進のために楽しく学べるPR活動を実施します。</p>
		3 各種媒体を通じた広報啓発事業	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第8条の規定による市町村分別収集計画を策定するとともに、町民に対し、分別の区分に応じた方法をチラシや分別用冊子などを配布して啓発を図ります。</p>
		4 衛生組合長等との連携強化事業	<p>社会経済活動の進展により、町民の生活は向上したものの、生活環境に関する様々な問題が発生しています。</p> <p>特に、焼却施設がない本町にとって、ごみの処理は、重要な課題です。</p> <p>今後、ごみの減量化や資源化を推進していくためには、町民をはじめ各主体の協力が必要不可欠であることから、各地域の衛生組合長等と連携を強化していきます。</p>
		5 生ごみ処理機等設置事業	<p>ごみの減量化・資源化を図るため、平成21年度より従来の生ごみ処理機に加えて、コンポストを追加して補助金を交付しています。ごみの堆肥化は、ごみの減量化や資源化、処理費用を考えた場合、有効的な手段であることから、今後も継続して支援していきます。</p>
	2 ごみ処理施設の整備・検討	1 一般廃棄物処理施設の整備検討事業	<p>本町の焼却施設は、30t/8hrの処理能力をもつ機械バッチ方式の施設として整備され、平成14年11月まで稼働してきました。しかし、ダイオキシン類の構造維持管理基準の改正に伴い、既存施設のままの焼却が困難となったことから、現在は、収集や運搬の中継施設として機能しています。</p> <p>本町のごみ焼却は、気仙沼市に委託して処理していますが、本町における広域的なごみ処理体制構築の単位となる区割設定は、宮城県ごみ処理広域化計画に基づき、気仙沼・登米ブロックとして位置づけられ検討が進められています。</p> <p>今後も、環境負荷の低減、リサイクルの推進及び処理コストの縮減等、諸課題に対応した適正かつ効果的なごみ処理を関係市などとの広域的な連携を前提に検討します。</p>

3 廃棄物処理対策の推進	2	ごみ処理施設の整備・検討	2	最終処分場の処理検討事業	最終処分場の建設については、宮城県ごみ処理広域化計画との関わりが深いことから、計画の推進状況を踏まえながら、広域的な処理も含めて検討していきます。
	3	し尿処理場の運営	1	し尿処理場の運営事業	し尿処理場の適切な維持管理や補修を行い、排出されるし尿及び浄化槽汚泥の安定した処理に努めます。 また、し尿処理場は、電力や重油など化石燃料を多量に使用することから、燃料の使用削減や二酸化炭素の排出抑制に努めます。 なお、し尿処理施設は、建設されて以来、20年以上が経過し老朽化していることから、今後の施設のあり方について検討していきます。
			2	計画的なし尿収集業務の推進事業	排出されるし尿の収集が遅滞なく収集できるよう、計画的なし尿収集業務を推進します。 特に、需要が集中する時期（夏期の旧盆前、年末）には、休日の臨時受入などを実施し、快適な生活環境の保全に努めます。
			3	汚泥の堆肥化事業	衛生センターでは、し尿及び浄化槽汚泥処理の過程で発生する汚泥を、資源の有効利用と廃棄物の最終処分量（埋立量）を減量化するため、今後も普通肥料として需要者に供給していきます。
	4	ごみの不法投棄対策の強化	1	不法投棄防止のための看板設置事業	公衆衛生組合連合会が主体となって、不法投棄防止看板の設置や周辺の除草、不法投棄物の回収など環境美化や清掃活動を積極的に実施しています。 今後は、地上デジタル放送に伴う家電等の不法投棄の多発が予想されることから、関係機関と連携を図りながら不法投棄の撲滅に向けた看板の設置、不法投棄防止の啓発活動に努めます。
			2	不法投棄防止パトロール事業	不法投棄は、自然を破壊し、観光地としての魅力を低下させるなど、私たちにとって大きな損失となります。 県、町、警察などの関係機関が連携し、巡回パトロール、監視カメラの設置をはじめとする取り組みを実施していますが、後を絶たない状況にあります。 ごみを捨てることは、その量の大小にかかわらず、すべてが不法投棄であり犯罪です。このため、「不法投棄をしない・させない・許さない」の環境づくりを目指して、不法投棄撲滅に向けた啓発活動及び巡回パトロールを強化していきます。
	5	産業廃棄物等の適正処理の推進	1	産業廃棄物処理の適正化指導・啓発事業	産業廃棄物に対する指導は、本来、宮城県にあります。が、地域の実情を熟知する市町村が対応することが望ましいことから、職員の併任辞令により立入権限が市町村に付与されています。 今後は、市町村の主体性、機動性を活かしながら、県と連携して産業廃棄物の適正な指導とともに、意識啓発活動を推進します。
			2	災害時における廃棄物処理のマニュアル化事業	地震、台風などによる災害は、被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などにより社会に与える影響が大きくなります。また、がれき等の廃棄物の発生も多量となり、交通の途絶に伴い廃棄物等の収集運搬が困難となります。 一方、災害発生時における廃棄物の処理は、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割分担に応じた対応や迅速な処理体制の推進が求められます。 よって、災害発生時の円滑な廃棄物の処理を図るため、事前に想定される災害に対する処理方法のマニュアル化を図りながら、対応していきます。

3 対策 の 推 進 廃 棄 物 処 理	5	産 業 廃 棄 物 等 の 適 正 処 理 の 推 進	3	火 災 廃 材 の 処 理 費 一 部 助 成 金 交 付 事 業	<p>火災、風水害などにより被災し、焼失、倒壊し処理業者に委託した廃材は、産業廃棄物として処理されます。しかしながら、災害廃棄物は、混在物であることから、分別作業に時間を要し、処理費用も増大する傾向にあります。</p> <p>よって、被災を受けた方々の軽減を図るため、費用の一部を助成する制度を創設し、支援していきます。</p>
---	---	--	---	---	--

#### 4 環境教育の推進

基本目標	4 環境教育の推進	
4 - 1 自然環境保全のための環境教育の推進（小中学校、自然環境活用センター）	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境活用センターでは、南三陸エコカレッジ事業やおしば講座などの特色ある環境教育を実践しています。海域・河川、森林環境といった自然環境の保全につながる町民意識の向上や環境教育の機会創出に貢献しています。</li> <li>・余暇の増大により、ダイビングやヨットなどの海洋性レクリエーションが活発に行われています。</li> </ul>
	目標	<p>小・中学校や自然環境活用センターにおける環境教育と環境教育に関連する体験プログラムを推進します。 志津川湾を漁業と海洋性レクリエーションとの共生を目指します。</p>
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民（特に児童・生徒）が町の恵まれた自然環境を学習する機会として、エコカレッジ事業や自然環境を有効に活用したモデル的取り組みであるダイビング事業を推進し、自然環境と共生したライフスタイルの創造を図ります。</li> </ul>
4 - 2 歴史・文化や環境資源を活かした教育の充実	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町には、国指定の文化財が2（樺島暖地性植物群落ほか天然記念物が2）、県指定の文化財が4（書跡典籍が1、風俗習慣・民族芸能が1、史跡が1、天然記念物が1）、町指定の文化財が47（有形文化財が6、民俗文化財が16、記念物が25）あります。また、行祭事などの文化も多数あります。</li> </ul>
	目標	<p>歴史・文化施設の保全・活用と教育の充実に努めます。</p>
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化の環境資源を活用し、文化の継承と創造に努めるとともに、体験型観光の推進などによる交流型産業の育成が必要となっています。</li> </ul>
4 - 3 町民の環境問題に対する意識の向上	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境や歴史、文化に関する資料の提供活動などを通して町民の環境問題の意識啓発を行っています。</li> </ul>
	目標	<p>生涯学習などを通して環境保全への啓発に努めます。 環境教育の指導者などの育成に努めます。</p>
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習は地域への思いや環境保全の意識を育み、地域の未来を考える人づくりの面においても重要な役割が期待されています。</li> </ul>
4 - 4 国・県や近隣市との連携、各種団体との連携	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報紙やホームページ、イントラネット<sup>34</sup>などの情報通信基盤を活用して情報の共有化を推進しています。</li> </ul>
	目標	<p>環境教育における行政情報の発信や共有化などにより関係機関と連携を深めます。</p>
	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の推進では、環境活動を行う国・県・近隣市や各種団体との連携や協力体制の確立が必要です。</li> </ul>

34 イン트라ネット：インターネットの技術を利用して構築された社内ネットワークのことを、特に「イントラネット」と呼ぶ。社内ネットワークでしか利用できない社員向けウェブサイトやデータベースといったサービスが含まれている。

基本目標	4 環境教育の推進	
主体別の役割	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育、生涯学習を通じて、環境保全の意識を高めます。</li> <li>・町や地域などでの環境保全活動に、積極的に参加します。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境についての研修・学習の場を設け、環境への理解を深めます。</li> <li>・町や地域が行う環境教育、環境学習の取り組みを支援します。</li> </ul>
	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育、生涯学習の取り組みを強化し、広報・周知に努めていきます。</li> <li>・町民、事業者、交流者の協働の仕組みを築いていきます。</li> </ul>
	交流者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全の取り組みを知り、積極的に協力します。</li> <li>・町民、事業者、町と協力して、環境保全活動に協力します。</li> </ul>

基本目標	基本施策	主要施策	環境に配慮した取組状況及び今後の方向性
4 環境教育の推進	1 自然環境保全のための環境教育の推進	1 エコカレッジ事業	<p>エコカレッジ事業は、志津川湾の生物・環境を題材とした調査研究、環境教育、情報発信などにより、地域環境への理解、地域資源の発見等を促し、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成を図るものです。</p> <p>環境に配慮した取り組みは、持続可能な社会づくりを目標とし、その実現に向けた教育や住民の活動が重要です。エコカレッジ事業は、こうした目標に向けた研究・教育活動であり、これまでの生物相調査により、町内に絶滅危惧種を含む貴重な生物が多数生息することが確認されています。</p> <p>今後は、専門家の協力を得ながら調査を進め、生物多様性国家戦略、地域戦略などの動向も注視しながら、貴重な自然が残る地域であることの重要性、有用性の認識が広がり、地域づくりに活かせるような活動や、それを実現する人材育成について検討していきます。</p>
		2 海洋性レクリエーションエリア活用事業	<p>近年、余暇の増大とともに、魚釣り、ダイビング、ヨットなどの海洋性レクリエーションが活発に行われています。</p> <p>志津川湾においても、暖流と寒流が混じり合い多様な水産動植物が生息・生育していることから、ダイビングやシーカヤック、ヨットなどが行われています。</p> <p>今後も、観光産業としてのダイビングを含めた海洋性レクリエーションを推進していきます。</p>
		3 環境教育推進事業	<p>各学校では、環境教育計画を策定し各教科領域において、環境に関する学習を行っています。児童生徒が環境について地球規模で考え、それに対して校内や、地域など身近なところから、今の自分にできることを実践していけるよう指導していきます。</p>
		4 食育教育推進事業	<p>各教科領域において、生物と環境、生産と環境などの関わりを学習し、食の安全と環境との関わりを考えます。</p>
	2 歴史・文化や環境資源を活かした教育の充実	1 ふるさと学習推進事業	<p>小中学校が、総合的な学習の時間等で取り組んでいる「ふるさと学習」について、その充実のために地域や行政がどのような関わりを持てるのか、学校における教育体制のあり方を尊重した上で支援のあり方を検討しながら取り組んでいきます。</p>
		2 文化財調査研究保護事業	<p>文化財を通して、私たちは、太古から脈々と続く生命の鼓動や先人の暮らしを読みとることができます。</p> <p>この貴重な文化財を残してくれた先人達の宝物を、現代に生きる人々だけでなく、次の世代へ守り伝えなければなりません。</p> <p>そのためにも、定期的に貴重な文化財の歴史を探り調査研究し、保護していきます。</p>
		3 伝統文化伝承活動支援事業	<p>衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた民俗文化財を次の世代に伝承するため、発表会の開催や財政的支援に努めます。</p>
		4 都市と農漁村の交流事業	<p>余暇時間の増加などにより、人々の意識は、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求める傾向が強まり、都市住民が農山漁村に出かけ、農業、漁業などの自然体験を求める人々が増加しています。こうした状況を踏まえ、本町の自然環境を活かしながら実施するグリーンツーリズムやブルーツーリズムを推進し、都市との交流を推進していきます。</p>

4 環境教育の推進	3	町民の環境問題に対する意識の向上	1	ボランティアガイド育成事業	<p>地域の自然、歴史、文化などを観光客に対し広く紹介することにより、サービスとしての質の向上を図ることができます。</p> <p>また、魅力ある地域づくりが実現でき、誘客促進にもつながります。</p> <p>今後は、協働のまちづくりを進めるためにも、本町を紹介できる町民ボランティアガイドを育成していきます。</p>
			2	自然体験等インストラクター育成事業	<p>環境教育を推進するためには、体験学習などの自然環境教育を指導できる人材の育成が大事です。</p> <p>今後は、自然環境の成り立ちや環境に配慮した指導のできる人材育成に努めるとともに、人材を登録して、出前講座やイベントなどの講師として活躍できる環境を提供していきます。</p>
			3	環境講座の実施事業	<p>公民館を拠点に、各種講座や町民による自主的な地域活動が行われています。</p> <p>今後は、自然環境など地域資源を活かした講座や教室などを開催し、自然環境の大切さについての意識啓発を図りながら地域づくり、人づくりを推進します。</p>
			4	パブリックコメント制度活用事業	<p>町民の意見を募集し、計画策定などに反映させるパブリックコメント制度は、環境に関する基本計画や環境影響調査などに有効な方法であることから、広報紙、ホームページなどを活用しながら推進していきます。</p>
	4	国・県や近隣市との連携、各種団体との連携	1	行政情報発信事業	<p>環境に関する情報は、自然環境の保全や町民の生活に直結する問題であることから、積極的に環境に関する情報を、広報紙、ホームページなどで発信していきます。</p>
			2	ボランティア・NPO活動支援事業	<p>本町には、環境活動を実施している団体や環境に関する専門知識を有する町民を有していることから、連携しながら調査し、情報を共有化しながら支援していきます。</p>

## 5 資源循環型社会の形成

基本目標	5 資源循環型社会の形成	
5 - 1 地球温暖化対策の推進	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策実行計画」は、平成 21 年 3 月に策定済であり、既に取り組みを実施しています。今後は、基準年度である平成 19 年と比較し、温室効果ガスの 3%削減に向けた取り組みを継続して実施していきます。</li> <li>・省エネルギー対策として、低燃費車の購入やエコドライブ、環境にやさしい物品の購入などを行っています。</li> </ul>
	目標	地球温暖化防止対策を総合的かつ効果的に実施するため、地球温暖化対策地域推進計画を策定するとともに、新エネルギー導入の検討や省エネルギー対策、グリーン購入などの推進に努めます。
	考え方	地球温暖化対策の推進では、実行計画に沿った施策の推進や、新エネルギー導入の検討、省エネルギー対策の推進、グリーン調達の推進など総合的な取り組みが必要です。
5 - 2 資源循環型社会形成の意識啓発	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの分別方法を記載した冊子の発行や環境月間、3R 推進月間には環境に関する記事を広報紙に掲載し啓発活動に努めています。また、資源物分別方法のチラシや回覧による広報活動を実施したり、行政区や婦人会などの出前講座で、3R の意味や実践活動についての講演を実施しています。</li> </ul>
	目標	資源循環型社会の形成に向けて、資源循環型社会推進地域計画を策定するとともに、分別方法の周知や 3R 運動などを展開しながら意識啓発に努めます。
	考え方	資源循環型社会の推進では、町民や事業者の協力が不可欠であり、広報活動や出前講座などによる意識向上が必要です。
5 - 3 環境マネジメント体制の整備と人材育成	現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内には、ISO14001 を取得している企業は 1 社ですが、事業者としての社会的責任を意識しながら環境にやさしい取り組みが経営者に求められています。</li> </ul>
	目標	環境マネジメント体制の整備や専門的な人材の育成などに努めます。
	考え方	地球環境の保護や ISO14001 などの環境マネジメントシステムの普及を図るよう努めます。そのため、環境に関する専門的な人材を育成していくものとします。

基本目標	5 資源循環型社会の形成	
主体別の役割	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人ができることから、すぐに行動を始めます。</li> <li>・町民の連携、行政との協働で、地球環境保全に貢献します。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) など温室効果ガスの排出抑制に努めます。</li> <li>・環境に配慮した製品の使用や製造に努めます。</li> </ul>
	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) など温室効果ガスの発生抑制と吸収源対策に取り組みます。</li> <li>・県、近隣市と連携し、地球環境保全に貢献します。</li> </ul>
	交流者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングストップなどの二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) など温室効果ガスの排出削減に努めます。</li> <li>・町民、事業者、町の地球環境保全活動に協力します。</li> </ul>



基本目標	基本施策	主要施策	環境に配慮した取組状況及び今後の方向性
5 資源循環型社会の形成	1 地球温暖化対策の推進	1 地球温暖化対策推進計画策定事業	<p>「南三陸町地球温暖化対策実行計画」は、平成 21 年 3 月に策定済みであり、既に取り組みを実施しているところです。</p> <p>今後は、基準年度である平成 19 年と比較し、温室効果ガスの 3%削減に向けた取り組みを継続して実施し、その達成状況については、町広報紙及び町ホームページ等により広く町民に対して公表します。</p> <p>また、「南三陸町地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、町民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していきます。</p> <p>実行計画：役場が一つの事業者とした場合の計画 推進計画：南三陸町の町民・事業者・行政を含めた全体としての計画</p>
		2 新エネルギー導入の検討事業	<p>太陽光、太陽熱発電装置などの価格は、年々低廉化している現状にあることから、国や県の補助金制度を活用しながら、一般住居や事業所に対して導入を推奨していくとともに、町としての助成制度も合わせて検討していきます。</p> <p>また、公共施設については、積極的に新エネルギーの活用を図るものとします。</p> <p>バイオマス<sup>35</sup>発電については、国において、バイオマス・ニッポン総合戦略を策定してエネルギーの有効活用を推進しているところであり、本町においても廃棄物系バイオマスなどが考えられますが、費用対効果などを配慮しながら導入の検討を行っていきます。</p>
		3 省エネルギー対策推進事業	<p>省エネルギー推進のため、公共施設を整備する際は、省エネルギー仕様の設備を積極的に導入するものとします。</p> <p>家庭では、省エネタイプの機器等の推進を図るとともに、低燃費自動車の導入、エコドライブを推進します。住宅は、高断熱化、高气密化の優良住宅の普及に努めます。</p> <p>また、町内一斉に「消灯する日」を設け、星を見る機会を設けるなど、町民に対して、省エネについての意識啓発を図ります。</p>
		4 グリーン購入推進事業	<p>グリーン購入は、価格、機能、デザインなど、購入の判断要素に、環境という視点を加えて、環境にやさしい製品購入の推進を図る活動です。</p> <p>消費者が、グリーン購入に取り組むことにより、環境配慮型製品の研究・開発や販売が促進され、従来よりも環境負荷の少ない製品が安価に市場に出回り、グリーン購入が一層促進されることとなります。</p> <p>持続可能な社会の形成を目指すため、このグリーン購入を推進します。</p>
	2 資源循環型社会形成の意識啓発	1 資源循環型社会形成PR事業	<p>循環型社会形成の構築のためには、廃棄物においても地産地消が求められています。すなわち町内で発生した廃棄物については、町の責任において処理をし、資源化や堆肥化をして生産者に渡り、繰り返し利用されるという循環型社会を目指すものです。</p> <p>焼却炉や最終処分場、更には堆肥化施設等を持たない町としては、できる限りの可燃ごみの減量や徹底した分別意識の高揚を図って行く必要があります。</p> <p>そのためには、家庭ごみ処理分別方法を記載した冊子の作成、チラシや広報紙にごみの分別方法、減量化・資源化、3R 運動に関する記事を掲載するなど、意識の啓発活動を推進します。</p>

5 資源循環型社会の形成	2	資源循環型社会形成の意識啓発	2	資源循環型社会推進地域計画策定調整事業	<p>循環型社会形成推進基本法第32条では、地方公共団体の役割を、自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものと規定しています。</p> <p>循環資源について適正に循環的な利用や処分が行われることを確保していくためには、国の循環型社会形成推進基本計画や宮城県循環型社会形成推進計画との整合性を図りながら、本町としての循環型社会推進地域計画を策定する必要があります。</p> <p>今後は、環境への負荷が少なく持続可能な社会の形成を目指し、地域計画策定に伴う事業の調整を推進していきます。</p>
			3	出前講座及び環境に関する研修会等への講師派遣事業	<p>ごみの減量や3R推進のため、各種団体（行政区・衛生組合・婦人会等）の依頼による出前講座や環境に関する研修（エコライフ）などを積極的に実施します。</p> <p>また、各行政区や団体の要請に応じ、出前講座などの講師を派遣したり、町内イベントに参加しごみの減量や3R推進のための楽しく学べる機会を設けます。</p>
	3	環境マネジメント体制の整備と人材育成	1	専門的な人材の育成事業	<p>企業には、物を製造・販売だけでなく、労働者の家庭や地域を支えるという社会的責任があります。中小企業が多い本町の場合、地域経済状況を考慮したとき、環境配慮型の経営は資金面においても困難な状況にありますが、地球環境を考えた場合、企業者としての責任や環境に配慮した経営が求められています。</p> <p>よって、ISO14001などの環境マネジメントシステムの普及を図るとともに、環境に関する専門的な人材を育成していきます。</p>

35 バイオマス：もともと生物（bio）の量（mass）のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、糞尿、プランクトン等の有機物がある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による活用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

## 第4 行動計画

町は、望ましい環境像の実現のため、環境保全目標の達成に向けた取り組みや、環境の保全及び創造に関する施策を推進しますが、各主体には町民生活や社会経済活動等に際し、環境へ配慮した行動が求められます。

環境配慮指針は、山間部、海岸部、市街地部ごとに地域別での環境配慮事項、さらに、町民生活や社会経済活動等の中で行動指針となる各主体の行動計画を5つの基本目標ごとに示します。

この中で、3 廃棄物処理対策の推進、4 環境教育の推進、5 資源循環型社会の形成については地域ごとに共通なので、共通事項として示します。

### 1 地域別での環境配慮事項

#### (1) 各地域の共通事項

廃棄物処理対策の推進	<p>廃棄物の減量化、資源化を推進し、発生抑制に努めるとともに、適正処理に努めます。 たばこの吸殻や空き缶のポイ捨て、犬の糞の後始末などに努めます。 ごみの不法投棄を防止するため、各種啓発活動やモラル向上に努めます。 ごみの分別や、リサイクル活動に積極的に参加します。 フリーマーケットやバザー等により「もの」を大切にする取り組みに努めます。</p>
環境教育の推進	<p>自然環境に配慮しながら、環境教育やレクリエーションの場として自然環境活用センター、総合体育館等での活動を推進します。 小中学校・高校で行われている環境美化活動などに積極的に参加します。 地域の高齢者などによる歴史・風土の伝承に取り組みます。</p>
資源循環型社会の形成	<p>緑地の設置や壁面緑化などによる緑化対策に配慮します。 建築物の新築などにあたっては、エネルギー消費の抑制や地球温暖化現象緩和のため、自然採光や通風に配慮するとともに、緑化などを積極的に推進します。</p>

( 2 ) 山間部

自然環境の保全	<p>山間地域は生物の重要な生息域であることから、その多様性の維持に配慮し、保全に努めます。</p> <p>森林の持つ保水機能が低地における水害防止に重要な役割を果たしていることから、それらの保全に努めます。</p> <p>農地の利用やかん養機能を維持するため、遊休農地や耕作放棄地の発生防止に努めます。</p> <p>グリーンツーリズムの場としての活用や多様な主体による森林の管理を促進しながら、交流を通じた地域の活性化と地域創造の推進に努めます。</p> <p>良好な景観を維持し、自然と触れ合える場としての機能を保持するよう努めます。</p>
生活環境の充実	<p>崖崩れや土砂崩れが生じやすい地域にあっては、災害の未然防止を図るため緑地と一体的に保全するなどの配慮に努めます。</p> <p>家畜等の廃棄物を環境への負荷の少ないバイオマス資源の一つとして捉え、積極的に活用するよう努めます。</p> <p>生活排水の適正処理を推進し、上流域における河川の水質の向上に努めます。</p>

( 3 ) 海岸部

自然環境の保全	<p>神割崎・荒島などは、南三陸金華山国定公園に指定されており、例年県内外から多くの観光客が訪れることから、美しい自然や景観の保全に努めるとともに、自然環境に配慮しながら海洋レクリエーションの促進に努めます。</p> <p>海岸部では各漁港を中心に漁業が盛んに行われており、漁港整備や水産加工処理施設などの水産関連施設の整備を推進し、陸域と海域の環境の向上に努めます。</p> <p>砂浜における海浜植生の積極的な保全に努めます。</p>
生活環境の充実	<p>海浜の自然環境を保全するため、駐車場などの定められた区域外への車の乗り入れを自粛します。</p> <p>海水浴場の海の家などの汚水は、環境に配慮し、適正処理に努めます。</p> <p>集落と海岸部の一体的な景観を原風景として評価し、周辺環境との調和に努めます。</p> <p>集落地域においては、漁業集落排水施設などの社会基盤の整備により、生活環境の改善に努めます。</p> <p>漁網や魚介類の殻骸など廃棄物の処理を的確に行い、悪臭の発生を起こさないように努めます。</p>

( 4 ) 市街地部

自然環境の保全	<p>市街地内の緑地などは、可能な限り保全に努めます。</p> <p>緑化の推進や都市公園などの整備にあたっては、地域内及び隣接する地域との調和や緑のネットワーク化に配慮します。</p>
生活環境の充実	<p>良好な居住環境、適切な産業活動を確保するため、都市計画の用途に照らし合わせ、適正な土地利用に努めます。</p> <p>住宅と商業、住宅と工業などの土地利用の混在を防ぎ、良好な居住環境の確保に努めます。</p> <p>工場・事業場においては、公害などの発生を防止するため、化学物質等の管理を徹底し、排出防止に努めます。</p> <p>生活排水による環境への負荷の集積を防止するため、公共下水道処理区域にあっては早急な接続に努めます。</p> <p>工場等からの河川や海への排水については、有害物質の混入を防止するとともに、水温等にも配慮するように努めます。</p> <p>住宅地などにおける近隣騒音などを防止するため、発生源の位置変更や防音対策などにより、周辺状況に配慮します。特に空調室外機については、環境に配慮して設置位置を決めます。また、カラオケについては、防音設備の設置に努めます。</p> <p>地域の自然的・歴史的・文化的資源を活かし、地域づくりへの積極的な参加に努めます。</p> <p>建築物の建築にあたっては、周辺の景観との調和するように努めます。</p>

## 2 各主体の行動計画

行動計画は、各主体が環境基本条例に掲げる責務のもと、望ましい環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするものです。

町民、事業者、町、交流者、各主体の行動指針を示します。

### (1) 町民の行動指針

今日の環境問題の根底には、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済活動とそれに支えられた都市生活・活動があります。環境問題を改善し、将来の世代に良好な環境を継承していくためには、町民一人一人が、環境学習に取り組み、自らが取るべき行動について理解を深め、より環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することが重要な課題です。

町民の行動指針は、町民が日常の生活行動において期待される役割と具体的な環境配慮事項を示すものです。また、今後、町民が環境に配慮した行動を自ら実践し、点検、評価できる仕組みを構築し進行管理していきます。

家庭での日常生活の視点から、家庭でできる環境配慮、外出時の環境配慮、買い物での環境配慮として、環境像の実現に向けた町民の行動指針を示します。

日常生活	町民の行動指針
居間 や 居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房は適正な温度設定にします。(夏 28 冬 20 )</li> <li>・家電製品のスイッチをこまめに切ります。</li> <li>・テレビなどは主電源を切り、待機電力を節約します。</li> <li>・冷暖房時には、カーテンやカーペットを使って効率を上げます。</li> <li>・電灯や蛍光灯は省エネルギータイプを使用し、余分なエネルギーを使わないようにします。</li> </ul>
台 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵庫には物を入れすぎないようにします。</li> <li>・必要以上にガスコンロの火を強くしません。</li> <li>・圧力鍋などを活用して、ガスを効率的に使います。</li> <li>・食べ残しのないようにして、生ごみを減らします。</li> <li>・生ごみはできる限り堆肥化するなど、ごみとして出さないように努めます。</li> <li>・食器の汚れは古紙、ゴムへらなどで落としてから洗います。</li> <li>・目の細かい水切りを使って、ごみを流さないようにします。</li> <li>・洗剤を使わないタワシを利用して、洗剤の使用量を減らします。</li> <li>・食用油はできるだけ使い切り、下水に流さないようにします。</li> <li>・米のとぎ汁や牛乳パックの洗い水などを植木や草花にまきます。</li> </ul>
洗面 ・ トイレ ・ 入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面の時に、水を出しっぱなしにしません。</li> <li>・風呂のお湯は沸かしすぎないようにして、家族が続けて入ります。</li> <li>・トイレの暖房便座のフタは、使用しない時は閉じるようにして、節電に努めます。</li> </ul>
掃除 ・ 洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯の時に、風呂の残り湯を使い、まとめ洗いをして節水を心がけます。</li> <li>・洗濯の時に、洗剤使用が少なくなるようにします。</li> <li>・掃除機のフィルターをこまめに掃除します。</li> </ul>

日常生活	町民の行動指針
出ごみ方の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみは、きちんと分別して、所定の場所に、決められた時間までに出します。</li> <li>・新聞、ダンボール、雑誌・牛乳パック、空きカン、空きビン、ペットボトルは資源物として、リサイクルを徹底します。</li> </ul>
買い物・外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバックを持参して、レジ袋の削減に取り組むとともに、過剰な包装は断ります。</li> <li>・地域でつくられた野菜や米などを優先して購入します。</li> <li>・必要以上の物は買わず、再利用できる容器に入った商品や詰め替え商品を選びます。</li> <li>・家電製品を買い換える時は、家電リサイクル法<sup>36</sup>に基づいて適切に処理・処分し、省エネルギー型の家電製品を選びます。</li> <li>・修理できるものは、修理して大切に使います。</li> <li>・不要なものは、フリーマーケットやバザーに出すなど、有効に使ってもらうようにします。</li> <li>・タバコの吸い殻、空きカン、ペットボトルなどのポイ捨てはしません。</li> </ul>
車の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近い距離の通勤や買い物などには、徒歩や自転車で行きます。</li> <li>・マイカーの利用を控えて、公共交通機関を積極的に利用します。</li> <li>・車を利用する時には、アイドリングストップを行い、急発進・急加速をせずに、不要な荷物は降ろすようにします。</li> <li>・できるだけ相乗りをするように努めます。</li> <li>・車を購入する時は、低公害車、燃費の良い車を選びます。</li> </ul>
家やまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の風や太陽光、太陽熱など自然エネルギーを有効に使います。</li> <li>・庭木や生け垣、花づくりなど、身のまわりを緑化します。</li> <li>・騒音や悪臭で周囲に迷惑をかけないように配慮します。</li> <li>・建材や家庭用品から有害物質が発生することに注意し、有害化学物質の少ないものを選び、定期的に換気します。</li> <li>・生活排水による河川の水質汚濁を防ぐため、下水道供用区域内では、下水道に接続し、下水道事業計画区域外では合併処理浄化槽を設置します。</li> <li>・浄化槽や下水ますを適切に管理・清掃して、悪臭が発生しないようにします。</li> <li>・建物を建築する時は、地域の特性を踏まえて、デザインや色彩などを周辺環境と調和したものにします。</li> <li>・住宅の新築やリフォームの時は、できるだけ地域産材を活用します。</li> </ul>

36 家電リサイクル法：家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。平成10年5月制定。経済産業省・環境省所管。対象となる使用済み廃家電の排出者は、廃家電を小売業者に引き渡し、収集・運搬費用とリサイクル費用を支払う。小売業者は、これを引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は、引き取った廃家電を定められた率以上にリサイクル（原料としての利用または熱回収）する。

日常生活	町民の行動指針
自然や歴史とふれあい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会や歴史の勉強会などに参加して、本町の自然や歴史とふれあいます。</li> <li>・野生動植物の生息・生育地に、むやみに立ち入ったり、捕獲・採取したりしないようにして、貴重な動植物や身近な動植物を大切にします。</li> <li>・地域に本来分布している動植物を守るため、外来種を持ち込むことはしません。</li> </ul>
環境保全の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物の回収などに協力します。</li> <li>・家族や近所の人と誘い合って、環境保全活動に参加します。</li> <li>・地域の道路や河川の美化活動などに積極的に参加します。</li> <li>・里山の保全や緑化活動などに積極的に参加します。</li> <li>・屋外広告物の簡易除却など、行政と連携した取り組みを進めます。</li> </ul>

## (2) 事業者の行動指針

今日の環境問題への意識の高まりの中で、事業者は、社会の一員として自らの事業活動における環境保全の理念とルールをもち、環境資源の保全等に積極的に取り組むことが求められます。

事業者の行動指針は、事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき事項を示すものです。ここでは、各業種に共通する行動指針と、産業別の事業活動における行動指針を示します。

### ア 共通する行動指針

- ・ 経営者は、環境問題に係る事業者としての社会的責任を自覚し、自らの行動をもって範を示すように努めます。
- ・ 環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じた環境管理システムの導入等に努めます。
- ・ ISO14001 等の環境認証取得に向けた取り組みの推進に努めます。
- ・ 消費行動に影響を与える広告宣伝は、環境の視点を考慮した内容とし、環境配慮型の製品、サービスについて、環境ラベル等による情報提供に努めます。
- ・ 町の実施する施策や町民の実施する環境保全活動への積極的な協力を努めます。
- ・ 社内での環境教育、環境学習の機会や町民との協働による環境保全活動の機会づくりに努めます。
- ・ 関連企業に環境保全や環境への負荷の低減を呼びかけるように努めます。



## イ 産業別の行動指針

農業、林業、漁業、建設業、製造業、卸売・小売業、飲食業、サービス業、運輸・通信業の産業分類ごとに、産業別の事業活動における行動指針を示します。

### 農 業

農業は、水や土壌、日照、生態系など、自然環境と密接な関係にあり、他の産業とは大きく異なる特質を持っています。

また、農地は、保水・遊水機能、身近な自然とのふれあい、多様な生物が生息する場としての公益的機能などを持ち合わせており、農業によって地域の自然環境が保たれてきたという側面があります。

しかし、近年は農薬や化学肥料の使用などにより、農作業の効率化や生産性の向上を重視してきた結果、土壌や地下水の汚染、周辺水域における生物種の減少、土壌内の有機養分の減少などによる地力の低下が指摘されるようになってきました。

今後、高齢化や後継者不足が進む中、作業の効率化や生産性の向上が求められる一方で、農地の持つ多面的な機能に着目し、自然と調和した持続的な農業への転換が求められます。

さらに、消費者の農産物に対するニーズが、「安全・安心・健康」へと移り変わりつつあることから、今後は生産性と環境の調和や環境負荷に配慮した農業生産への対応が必要となります。

#### 環 境 配 慮 事 項

- 減農薬、減化学肥料とともに、有機栽培を進めることにより、ニーズに合った農産物の生産や土壌・水質の保全に努めましょう。
- 家畜糞尿の再資源化や適正な汚水処理を行い、環境に配慮した畜産経営を進めましょう。
- 環境にやさしい農業資材の利用に努めましょう。
- 田畑やあぜなどの刈り取った草を肥料として土に戻しましょう。
- 農地や里山は、多様な生物の生息の場であるという認識のもとに、農地や里山の保全に努めましょう。
- 農村景観の形成・保全や地力の維持に努めましょう。
- 食品製造業などの他産業との連携のもと、食品廃棄物の再資源化にむけた体制づくりに参画しましょう。
- 農業資源や農村環境を活用した交流の場の提供に努めましょう。
- 環境に配慮した農業生産への表示制度の登録を行い、環境にやさしい農業の体制づくりに努めましょう。
- 大気汚染や悪臭の原因となる野焼きはやめ、ビニールなどの農業廃棄物は適正に処理しましょう。

## 林業

森林は、木材の生産の場としてだけでなく、大気浄化機能、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の抑制機能、保水作用による治水・水源かん養機能、緑地としての景観形成機能、野生生物の生息地、レクリエーションの場など多種多様な役割を担っています。

森林は、適正な管理を継続することで、林床への日照の供給が可能になり健全な状態が維持されます。動植物の良好な生息環境の保全といった観点からも、森林管理者の果たす役割は大きいといえます。

しかしながら、現在の造林地は、安価な外国材の輸入量増加による価格低迷や後継者不足などにより、施業意欲が減退し、適正管理が行われず、こうした公益的役割を十分に果たせない状況になりつつあります。

今後、森林の持つ多面的な機能を再確認し、林業の果たす役割について理解するとともに、環境に配慮した林業に取り組んでいくことが求められます。

### 環境配慮事項

- 森林が持つ水源かん養、土砂流出防止、大気保全などの公益的機能の維持と向上を図るために、適正な育成と管理に努めましょう。
- 木材加工業や建設業、小売業との連携により、間伐材などの有効利用に努めましょう。
- 人と自然とのふれあいを推進するため、森林施業体験やグリーンツーリズムなどの取り組みを進めましょう。

## 漁業

漁業は、魚介類を捕獲するという産業特性上、過度の水揚げなどによる水域生態系への影響が懸念されます。また、魚介類が豊富に生息する環境を維持するためには、水質を良好な状態に保つことが必要です。

山に降った雨は、川となって海へ注ぐ、という一連の水の流れから、山、川、海は密接に関係しているといえます。

こうしたことから、今後は、水系全体の生態系が健全に保たれることで、漁獲量も増加するといった認識のもと、環境を育てる漁業に取り組んでいくことが求められます。

### 環境配慮事項

- 水系全体の自然環境を保全するため、山林の育成や川の水質浄化などに努めましょう。
- 漁業の際に発生したごみについては、適正処理（野外焼却や海洋投棄の防止）を心がけましょう。
- 海浜、河川などの保全活動に積極的に参加しましょう。
- 計画的な漁場の使用や魚介類の種苗放流など、水産資源の維持保全に取り組まましょう。
- 人と自然とのふれあいを推進するため、体験漁業などの取り組みを進めましょう。
- 外来種の適正な駆除を進めましょう。

## 建設業

建設業は、土地造成や建設等、周辺の自然環境に与える影響が大きく、エネルギーや資源（資材）を大量に使用することから、環境への負荷が大きい産業といえます。今後、生態系や景観、人間の健康など、社会環境や生活環境への十分な配慮を行うとともに、省エネルギー・省資源への取り組みを進めていくことが求められます。

また、計画、設計、施工及び管理の各段階で適切な対策を講じるとともに、建設廃棄物の発生抑制やリサイクルにも積極的に取り組むことが必要です。

### 環境配慮事項

- 建設業は、土地造成、道路工事や建築物の建設など、多様な開発事業を含むため、事業内容に応じて、「事業別に取り組む環境配慮」を立案し実行しましょう。
- 施設に省エネルギー設備や新エネルギー、自然エネルギー、壁面緑化、雨水貯留・浸透施設などを導入するよう努めましょう。
- 設計段階において、周辺景観と調和した色彩や素材、デザインなどを導入し、構造物、建築物の景観配慮に努めましょう。また、時代に左右されない施設の色・形による設計や長持ちのする資材の使用など、長期間にわたって使用できる建築物の建設に努めましょう。
- 建設工事などから発生する「残土」や廃棄物の削減やリサイクルに努めるとともに、木くず、廃ビニールなどの現場発生ごみの野焼きをやめ、適正な処理をしましょう。
- 建設資材は、リサイクル材やリサイクル可能なもの、有害な化学物質を含まないものを使いましょう。
- 施工中の濁水、粉じん、騒音、振動、排ガス発生などの公害防止に努めましょう。
- 建築物の解体時は、よく分別してリサイクルにまわすなど、適正な処理をしましょう。

## 製造業

製造業は、生産・流通・消費・廃棄（回収）の中で、生産に位置づけられます。このことから、製造業は循環型社会を形成していく上で、極めて重要な役割を担っています。ごみの発生量を抑制するため、自ら排出したもののリサイクルの体制づくりを強化するとともに、物を製造する産業として、リデュース（ごみそのものの発生量を減らす）やリユース（資源のもつ価値を最大限に発揮させるように繰り返し使用する）の観点を取り入れ、ごみを最小限に抑える製品の製造が求められます。

### 環境配慮事項

- 製造に際しては、リサイクルされた材料を積極的に利用しましょう。
- 部品や製品の包装を簡略化するとともに、回収・再生利用を進めましょう。
- 施設の操業時における騒音、振動、悪臭、汚水などの発生を低減・防止に努めましょう。
- 環境ラベル<sup>37</sup>などによる製品情報を消費者へ積極的に提供しましょう。
- 環境管理目標を立て、環境保全の取り組みを積極的に進めましょう。
- 食品製造業においては、農業（畜産業）との連携を図り、原材料の再資源化に取り組ましましょう。

37 環境ラベル：環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度のこと。

## 卸・小売業

卸・小売業においては、商品の梱包材や容器など、使用後に不用となるものが多く流通しており、資源の有効利用への配慮が求められます。特に、大規模店舗については、敷地面積の広さ、その集客力などから、周辺環境に与える影響も大きいため、特に配慮が求められます。

今後、環境負荷の小さい製品を積極的に提供するとともに、再生資源の店頭回収など、環境保全に向けた取組みを率先して行うことが必要です。

### 環境配慮事項

- 包装や容器の簡素化に努め、消費者に買い物袋の持参を呼びかけましょう。
- 包装容器の回収、リサイクルを進めましょう。
- 貨物などによる運送の際には、エネルギー消費に十分配慮しましょう。
- 新聞折り込みチラシやパンフレット類などは、再生紙を使用しましょう。
- 廃棄物の保管・運搬・処理は、適正に行いましょう。
- 店舗やそれに伴う看板・広告塔などは、周辺の環境に配慮し、景観との調和に努めましょう。
- 屋外照明や広告塔照明を設置する際には、周辺に影響を与えないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮しましょう。
- 適切な駐車場の確保、騒音防止など、総合的な環境保全に努めましょう。
- 環境管理目標をたて、環境保全の取組みを積極的に進めましょう。
- 小売業については、人が集まる場所であるため、環境保全の積極的な取組みとともにそれをアピールすることで、町民（消費者）の意識啓発に結びつけましょう。

## 飲食業

飲食業では、調理段階における調理くずのほか、食べ残しなどの生ごみが多量に発生します。また、調理後の廃食油や食器などの洗剤による水質汚濁が問題となっています。

このため、厨芥などの廃棄物の減量化や廃油、洗剤などによる環境負荷の低減が求められています。また、飲食業は、地元の材料を使うことで、地域の第一次産業との相互振興とともに、エネルギー使用を削減する役割を担うことも期待されます。

### 環境配慮事項

- 地元のものや旬の食材を使った料理に心がけましょう。
- 有機栽培による野菜や果物を積極的に使いましょう。
- 油分のついた食器や調理器具を洗う前には、拭きとるなどして、極力少ない洗剤の使用に努めるとともに、オイルトラップ<sup>38</sup>などの整備・点検を行いましょう。
- 廃食油は、排水溝には流さず、再生業者に処理を委託するなど、有効に利用しましょう。
- 残飯や生ごみの減量化に努めましょう。
- 残飯や生ごみは水をよく切り、適正に保管し、速やかにごみ処理を行いましょう。
- 酒ビン、カンなどの分別を徹底し、リサイクルしましょう。
- カラオケ等による近隣騒音の防止を図りましょう。

38 オイルトラップ：汚水に含まれている動植物油を除去する装置で、水と油の比重の差を利用して、浮上分離させてあつめる設備。動植物油が汚水中に流入して、下水管を詰まらせるのを防止するために、排水管の途中に設けるもの。

## サービス業

近年、社会経済の変化や、国民の好みの多様化を背景に、サービス業は急速に進展しています。サービス業は、オフィス活動を主体とするもののほか、旅館業や放送業、廃棄物処理業、医療業など、その業種は多岐にわたっていますが、ものの生産、所有から機能の活用というサービス化・ソフト化により、環境負荷を低減する可能性をもった業種として、環境保全上の重要な役割が期待されています。

クリーニング・理容・ホテル業については、水を使用する業種であることから、節水とともに、水質への負荷削減が求められます。

旅館やホテルなどの観光関連サービス業については、これらの施設から出る食品くずや騒音などへの配慮が求められます。

自動車整備業については、オイルや化学薬品などの適正使用及び処理のほか、自動車部品の有効な再使用、廃棄物の適正処分に対する配慮が求められます。

廃棄物処理業については、廃棄物の収集・運搬時や埋め立て時などにおける周辺環境への配慮が求められています。

### 環境配慮事項

#### ～クリーニング・理容・美容業～

- 節水を進めましょう。
- 洗剤や薬品などは、水質汚濁負荷の低いものを選択し、適量使用を心がけましょう。
- クリーニング溶剤については、適正な管理、使用を進めましょう。
- 店頭で、ハンガーなどの回収・リサイクルを進めましょう。

#### ～旅館・ホテル業～

- 地域や行政と協力して、観光地の景観形成を推進しましょう。
- 旬の食材を使った料理に心がけましょう。
- 残飯や生ごみは水をよく切り、適正に保管し、速やかにごみ処理を行いましょう。
- 残飯や生ごみの減量化に努めましょう。
- 油分のついた食器や調理器具を洗う前には、拭きとるなどして、極力少ない洗剤の使用に努めるとともに、オイルトラップなどの整備・点検を行いましょう。
- 廃食用油は、排水溝には流さず、再生業者に処理を委託し、再利用に努めましょう。
- 酒ビン、カンなどの分別を徹底し、リサイクルしましょよう。
- 食品くずや残飯などの有効活用を図りましょよう。
- カラオケ等による近隣騒音の防止を図りましょよう。

#### ～自動車整備販売業～

- オイルや化学薬品などの適正使用を進めましょよう。
- 部品の再使用など、有効利用を進めましょよう。
- オイルトラップ等の整備・点検を行い、油の流出防止に努めましょよう。
- 不法な改造などの受注はやめましょよう。
- 廃棄物は適正に処分しましょよう。
- 低公害車の普及に努めましょよう。

#### ～廃棄物処理業～

- 廃棄物の運搬では、廃棄物が飛散しないように配慮しましょよう。
- 施設及び車両の適正な管理・運転を行い、公害発生を防止しましょよう。
- 廃棄物の管理では、情報の公開に努めましょよう。
- 産業廃棄物の処理ではマニフェスト制度<sup>39</sup>による適正な記録作成を徹底しましょよう。

## 運輸業

運輸業については、環境負荷の少ない運転と、公共交通機関の利用促進に向けた取り組みを進めましょう。

通信業については、高度情報通信社会の実現により、物資の円滑な流通や生産の効率化による輸送や移動、生産の際のエネルギー消費量削減などが期待されています。また、電線やケーブルの敷設に際しては、景観への影響に配慮していくことも必要です。

### 環境配慮事項

- 最新の排ガス規制対応車やハイブリッド車<sup>40</sup>、メタノール車<sup>41</sup>、LPG車<sup>42</sup>などの低公害車の導入に努めましょう。
- 急発進や急加速、長時間のアイドリング<sup>43</sup>は控えましょう。
- 貨物などによる運送の際には、エネルギー消費に十分配慮しましょう。
- 長距離輸送には、エネルギー効率の良い輸送方法を選択しましょう。
- 梱包材などには再利用・リサイクル可能なものを使用しましょう。
- 環境管理目標をたて、環境保全の取り組みを積極的に進めましょう。

39 マニフェスト制度：産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度。「産業廃棄物管理票制度」とも言う。廃棄物処理法（昭和45年）では、平成3年の法改正で制度が創設され、平成5年より一部の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託処理に対して義務づけが行われ、さらに平成9年の改正によりすべての産業廃棄物に適用されるようになった。

40 ハイブリット車：エンジンとモータの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

41 メタノール車：メタノール（メチルアルコール）を燃料にして走る自動車で、従来のディーゼル車と比べると窒素酸化物、粒子状物質などの排出が少ない。低公害車の1つとして、普及政策が展開されている。

42 LPG車：LPGは液化石油ガスの略で一般的に排気ガスを減らす「グリーン」な燃料として利用されている自動車をいう。ガソリンと比較した場合、CO<sub>2</sub>排出を約20%減少させることができる。

43 アイドリング：機械や自動車のエンジンを、負荷をかけずに低速で空回りさせること。

### ( 3 ) 交流者の行動指針

本町を訪れる観光客等は年間で約 100 万人にも達し、町の交流者として環境への配慮が求められます。

#### ア 環境に配慮した観光

- ・ 徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなど、環境に配慮した観光に努めます。
- ・ 自動車等を運転する場合には、エコドライブに努めます。
- ・ ごみの持ち帰り等、まちの環境美化への協力を努めます。
- ・ 自然や野生動植物、文化財等の保全に努めます。

#### イ 町の取り組みへの協力

- ・ 大気、水質等の保全に努めます。
- ・ 節水、節電、省資源、省エネルギーに努めます。
- ・ 町民、事業者、町と協働して環境の保全及び創造に努めます。

### ( 4 ) 町の行動指針

町は、環境基本条例の基本理念に基づき、すべての施策において環境の視点をもつことが求められます。また、町は、町内最大の事業体の一つであり、その活動は、エネルギーの利用、各種資源の消費、廃棄物の排出、水資源の利用等、様々な側面において、環境に大きな影響を及ぼしています。このため、事業活動の主体として、町民、事業者及び交流者に率先して自ら積極的に環境に配慮するものとし、環境の保全及び創造に関する施策の適確な実行を行うものとし、

## 第5 計画の推進と進行管理

計画の推進においては、基本目標の達成や、環境の保全及び創造に関する施策の実現が必要となります。

このため、計画期間中に施策の推進と進行管理を行うこととします。

### 1 計画の推進

#### (1) 推進会議の設置など

計画の推進を図るため、(仮称)南三陸町環境基本計画推進会議(以下「推進会議」という。)を庁内に設置します。

推進会議は、環境対策課が事務局の機能を担い、計画推進の核となる組織として位置付け、施策を全庁あげて推進するとともに、その進行管理を行います。

また、環境活動の横断的な推進を図るため、町民、事業者、団体などで構成する町民主体の組織として、(仮称)南三陸町環境保全協議会を設置し、推進会議の取り組みや環境保全目標の進行管理状況や町民意識調査等により、環境保全活動等における PDCA サイクル<sup>44</sup>のチェックを行います。

#### (2) 広域的な連携と各主体の参加

地球規模の環境活動への取り組み等、広域的な取り組みを必要とする施策の実施に当たっては、国、県、近隣市、関係機関等との連携を図り、施策の推進を図ります。

また、地域間、事業者間の活動のネットワーク化を支援するとともに、連携、交流の推進を図ります。このため、ワークショップ<sup>45</sup>、出前講座<sup>46</sup>の開催や広報等を活用し、各主体の環境保全活動への参加や計画の推進への協力を呼びかけていきます。

44 PDCA サイクル：管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持、向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。この考え方は、ISO9000 や ISO14000 のマネジメントシステムに採用されているほか、種々のシステムの維持、改善に共通に通用することから食品の安全を図るための HACCP(危害要因分析必須管理点)システムなどにも採用されている。

45 ワークショップ：原義は、「作業場」や「工房」であるが、教育や学習の場面で用いられる場合には、一連の流れをもった学びの様式、もしくは場として理解される。参加体験型グループ学習と意識されることもあり、一方通行的な知識伝達型の学びに対置する。体験学習法を取り入れ、主体的に参加する学習者が、経験や知識を共有しながら互いに学び合うことを特徴とする。学習は、必ずしも目的ではなく、何かを創造していく結果として学びを得るものと位置づけられることもある。

46 出前講座：出前講座は、町民のみなさんの希望に応じて、皆さんのお集まりの場所に職員が出向き、町の施策や行政の取り組みについてお話させていただくシステムのこと。



## 2 進行管理

### (1) 基本的考え方

計画では、環境の保全及び創造に関する施策や各主体が行うべき環境配慮事項等を示していますが、その実効性を確認するために進行管理は重要となります。

このため、年度ごとに施策の実施状況を把握、管理し、これらの状況を広く各主体に公表していきます。また計画期間を3つの期間に区分して、施策の効果を客観的に評価し、改善点を見いだして速やかに措置を講じていきます。

### (2) 施策の実施状況の把握と公表

基本目標の進行管理は、数値目標を掲げているものについては施策の実施状況や測定結果等により把握します。数値化できない目標については、関連する施策の実施状況や町民意識調査、町民モニター調査などで把握します。

施策の実施状況については年度報告としてとりまとめを行い、推進会議で管理するとともに、南三陸町環境審議会に諮り、町民に公表します。